

# 福島県過疎地域自立促進方針

平成22年8月

福島県

# 目 次

第 1	基本的な事項	
	はじめに	1
1	過疎地域の現状と課題	2
2	過疎地域自立促進の基本的な方向	14
3	広域的な生活圏の整備の計画等との関連	16
第 2	産業の振興	
1	産業振興の方針	18
2	農林水産業の振興	18
3	地場産業の振興	21
4	企業の誘致対策	22
5	新たな産業の創出	22
6	商業の振興	23
7	観光	24
第 3	交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	
1	交通通信体系の整備の方針	26
2	国道及び市町村道の整備	26
3	農道及び林道の整備	27
4	交通確保対策	28
5	情報通信基盤の整備	29
6	情報化の推進	29
7	地域間交流の促進	29
第 4	生活環境の整備	
1	生活環境の整備の方針	31
2	水道・汚水処理施設等の整備	31
3	消防・救急対策	32
4	自然災害対策と自然環境保全・継承	32
第 5	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
1	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針	34
2	高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	34
3	児童その他の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	36
第 6	医療の確保	
1	医療の確保の方針	38
2	無医地区等対策	38
3	特定診療科に係る医療確保対策	39
第 7	教育の振興	
1	教育の振興の方針	40
2	公立小中学校等の教育施設の整備	40
3	集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備等	41
第 8	地域文化の振興等	
1	地域文化の振興等の方針	42
2	地域文化の振興等	42
3	地域文化の振興等に係る施設の整備	43
4	個性豊かで魅力的な地域づくりの推進	43
第 9	集落の整備	
1	集落整備の方針	44
2	集落機能の維持・向上	44
3	集落の再編	44
第 10	その他	
1	自然エネルギーの利用促進の方針	45
2	自然エネルギーを利用するための施設等の整備	45
3	その他	45
第 11	過疎地域自立促進のための地域別整備方向	
1	地域別の現状と課題及び整備の方向	46
2	広域的な地域づくりと過疎地域自立促進対策	50
	用語説明	52

## 第1 基本的な事項

### はじめに

本県は、平成12年4月に施行された過疎地域自立促進特別措置法に基づき、本県過疎地域における自立促進対策を総合的かつ計画的に推進するため、平成12年9月に福島県過疎地域自立促進方針（前期）及び福島県過疎地域自立促進計画（前期）を、平成16年11月には福島県過疎地域自立促進方針（後期）及び福島県過疎地域自立促進計画（後期）を策定し、「連携と交流による自立的な地域の創造」を基本目標に、産業基盤、生活基盤の整備から福祉対策等に至る総合的かつ計画的な過疎対策事業を実施してきました。

しかしながら、多くの過疎地域においては、人口の流出や著しい高齢化の進行、経済環境の低迷等により集落をはじめとした地域活力が低下しており、担い手の減少等により森林の荒廃や耕作放棄地の拡大が進んでいます。また、平成22年4月1日には4町村が過疎地域に追加指定されるなど、厳しい状況が続いています。

さらに、国・地方を通じた厳しい財政状況、市町村合併の進展、我が国全体の人口減少・超高齢社会の本格的な到来など過疎地域を取り巻く環境は厳しさを増しています。

過疎地域は、人材、食料、水、電気等の資源を都市に供給し、我が国の発展に大きく貢献しており、また、豊かな森と清らかな水を守り、伝統・文化を継承するなど多面的・公益的機能を有し、美しい国土と環境を未来へ継承するかけがえのない地域であり、いかに、この機能の維持・向上を図っていくかが重要な課題となっています。

この福島県過疎地域自立促進方針は、このような重要な役割を担う過疎地域における自立促進対策を総合的かつ計画的に推進していくために、過疎地域自立促進特別措置法第5条の規定に基づき、「福島県過疎・中山間地域振興条例」（平成17年3月）及び「福島県過疎・中山間地域振興戦略」（平成22年3月）を踏まえ平成22年度から平成27年度までの6か年間における県の過疎地域自立促進対策の大綱として、また、過疎地域市町村の自立促進計画の指針として定めるものです。

## 1 過疎地域の現状と課題

### (1) 過疎地域の現状

#### ① 概況

本県では、59市町村中27市町村（平成の合併前の旧市町村単位で換算すると、39市町村）が、過疎地域自立促進特別措置法に基づく「過疎地域」（平成22年4月1日現在）に指定されています。過疎地域が県全体に占める割合は、人口では13%程度ですが、市町村数では約46%、面積では約49%となっています。

27市町村のうち、21市町村が山村振興法に基づく「振興山村」に、16市町村が豪雪地帯対策特別措置法に基づく「豪雪地帯（うち14町村が特別豪雪地帯）」に、24市町村が特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律による「特定農山村地域」に指定されています。

過疎地域、振興山村、豪雪地帯及び特定農山村等の特定地域の振興は、県土の均衡ある発展を図る上でも重要な課題であることから、県としては、平成12年に策定した「福島県過疎地域自立促進方針(前期)」及び平成16年に策定した「福島県過疎地域自立促進方針(後期)」に基づき、農林業をはじめとする各種産業の振興や、道路の整備、下水道等の生活環境の整備等に取り組むほか、定住・二地域居住者の受け入れによる定住人口の確保、都市との交流による地域の活性化を図るなど各種施策を総合的・計画的に実施してきました。

これまでの過疎対策により、道路などの社会基盤整備の進展など一定の成果を上げてきましたが、依然として、東京都を中心とする首都圏等への更なる一極集中が進み、人口の減少、高齢化の進行による担い手不足や地域経済の疲弊、集落の活力の低下など厳しい課題が残されています。

第1表 過疎指定の状況

区分	市町村名
全域過疎 (23町村)	川俣町、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町 猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町 矢祭町、塙町、鮫川村、古殿町、川内村、葛尾村、飯舘村
全域みなし過疎 (1市)	喜多方市
一部みなし過疎 (3市)	二本松市（旧岩代町・旧東和町）、田村市（旧大越町・旧都路村） 伊達市（旧霊山町・旧月舘町）

※1 下郷町、檜枝岐村、猪苗代町、会津坂下町の4町村が平成22年4月1日に追加指定。

※2 会津美里町は、平成22年4月1日に全域みなし過疎地域（33条第1項）から全域過疎地域（2条第1項）に指定。

第2表 過疎地域の概要

区 分	全 体	過 疎 地 域	比 率
市 町 村 数	59	27	45.8
面 積 (k m <sup>2</sup> )	13,783	6,765	49.1
H17国調人口(人)	2,091,319	274,964	13.1
若年者比率	16.4%	13.4%	—
高齢者比率	22.7%	30.9%	—
財 政 力 指 数	0.51	0.30	—

※1 市町村数：平成22年4月1日現在。

※2 若年者比率：15歳～29歳人口の全人口に占める割合

※3 高齢者比率：65歳以上人口の全人口に占める割合

※4 財政力指数：平成18年度～平成20年度の平均

※5 過疎地域の欄のうち、財政力指数については、合併前の旧市町村の数値が把握できないことから、合併前の区域の一部が過疎地域に該当する二本松市、田村市、伊達市を除いて算出。

#### (総人口)

本県の人口は、我が国の高度経済成長に伴い流出が続きましたが、県内の交通・産業基盤の整備進展等によって昭和47年10月の193万9千人を底として増加に転じ、平成10年1月の213万8千人をピークに、その後は出生数や人口流入の減少によってほぼ横ばい～微減傾向で推移しています。

過疎地域においては、県人口が増加に転じた以降も減少が続き、減少率は昭和40年代の9%台から平成7年の2.4%へと低下したものの、近年では再び上昇基調に転じており、依然として減少傾向に歯止めがかかっていない状況にあります。

第3表 国勢調査人口の増減率の推移

(%)

区 分		S40/S35	S45/S40	S50/S45	S55/S50	S60/S55	H2/S60	H7/H2	H12/H7
福 島 県	過疎地域	△ 9.2	△ 9.9	△ 7.3	△ 2.8	△ 2.2	△ 2.9	△ 2.4	△ 4.5
	全市町村	△ 3.3	△ 1.9	1.3	3.2	2.2	1.2	1.4	△ 0.3
全 国		5.2	5.5	7.0	4.6	3.4	2.1	1.6	1.1

区 分		H17/H12
福 島 県	過疎地域	△ 5.7
	全市町村	△ 1.7
全 国		0.7

※ 数字は、前回国勢調査実施時からの人口の増減率を示す。

(若年者人口、高齢者人口)

平成17年国勢調査によると65歳以上の高齢者の割合は、県平均は22.7%に対し、過疎地域では30.9%と8.2ポイントの大きな開きが生じています。また、15歳から29歳の若年者の割合は県平均では16.4%なのに対し、過疎地域では13.4%と3ポイントの開きが生じています。

(財政力指数)

過疎地域の財政力指数の平均は、平成18年度から平成20年度の平均で0.30であり、県平均の0.51に比べて極めて低い水準となっています。

県内市町村の中で過疎地域の財政力は、0.4未満が20市町村と極めて弱い弱です。

第4表 財政力指数段階別過疎地域市町村数 (平成18~20年度の平均)

区 分	0.1 未満	0.1-0.2未満	0.2-0.3未満	0.3-0.4未満	0.4-0.5未満	0.5以上
過 疎 地 域	0	4	11	5	5	2

② 産業

(産業構造)

本県の産業別就業人口割合は、かつて、中核的な産業であった第1次産業は、昭和45年から平成17年の35年間に大きく減少し、現在では第3次産業が約6割を占めるようになっています。かつて農林業が産業の中心だった過疎地域においても、県全体と同様に、農林業以外の就業者が大半を占める状況となっています。

第5表 産業別就業人口の増減状況と構成比

	過疎地域				県 計			(単位%)
	第1次	第2次	第3次		第1次	第2次	第3次	
(100)	55.2	20.1	24.6	S 4 5	36.0	26.4	37.5	(100)
(85.8)	18.5	33.2	48.2	H 1 ↓7	9.2	30.9	59.8	(101.1)

※ 棒端 ( ) 内の数値は、昭和45年の就業人口を100とした場合の指数です。

(企業立地動向)

本県は、首都圏に隣接しており、また、高速交通体系の整備により日本海側とも結ばれていることから、企業立地を図る上で地理的優位性がありますが、企業立地件数は景気動向に左右される面が大きく、近年減少傾向にあります。

過疎地域への企業立地は、概ね県全体の立地の1～2割程度を占めるにとどまっています。

第6表 工場立地状況

(単位：件・人)

区分 \ 歴年	14	15	16	17	18	19	20
過疎地域	立地件数	8	7	7	7	9	10
	雇用人数	53	47	112	144	120	259
県	立地件数	53	54	67	88	103	100
	雇用人数	981	906	1,737	2,487	1,716	2,375

※ 企業立地課工場立地一覧表：敷地面積 1,000㎡以上の工場が対象、増設も含む

(観光・レクリエーション)

近年のライフスタイル・価値観の多様化により、余暇の過ごし方も多様化しており、このため観光も従来の物見遊山的なものから、その土地の文化や歴史に触れる体験型や学習型の観光、グリーン・ツーリズムやエコ・ツーリズムなど自然とのふれあいを求める観光、癒しや安らぎを求める観光等多様化しています。

過疎地域においても、このような流れに対応した各種の施設整備を進め、併せて都市との交流事業を展開しています。

第7表 観光入込客数

(単位：千人)

区分\年	観光入込客数		
	18	19	20
過疎地域	17,695	16,990	16,177
県	56,231	56,945	55,331

※1 観光客入込状況調査。

※2 過疎地域の数値は、合併前の区域の一部が過疎地域に該当する二本松市、田村市、伊達市を除く。

## ③ 交通通信体系

## (道路)

過疎地域に対しては、昭和45年以来法律に基づき総合的な過疎対策事業が実施されてきましたが、中でも道路を中心とする交通通信体系の整備が総事業費の半分近くを占め、重点的な投資が行われてきました。

その結果、一定の整備が進んだものの、市町村道については、道路舗装率が県全体に比べると依然として低い水準にあります。国道・県道（主要地方道）については、道路改良率及び道路舗装率ともに県平均を下回っています。

国道・県道（主要地方道）や幹線市町村道の整備により、過疎地域から最寄りの中心都市までの時間距離は、過疎地域27市町村のうち30分以内は10市町村、30分～1時間以内は12市町村ですが、1時間を超えるところも5町村あります。

第8表 市町村道の整備状況（平成21年4月1日現在）

(%)

区 分	道 路 改 良 率			道 路 舗 装 率		
	合 計	幹 線	そ の 他	合 計	幹 線	そ の 他
過疎地域	56.8	82.6	49.0	62.8	90.0	54.5
県 計	55.5	85.3	48.6	65.2	92.0	59.0

※1 「市町村道の現況2009」

※2 過疎地域の数値は、合併前の区域の一部が過疎地域に該当する二本松市、田村市、伊達市を除く。

第9表 国道・県道の整備状況（平成21年4月1日現在）

(%)

区 分	道 路 改 良 率				道 路 舗 装 率
	合 計	国 道	主要地方道	県 道	合 計
過疎地域	68.5	79.9	75.7	50.6	94.3
県 計	75.7	84.9	82.8	64.0	96.4

※1 国県道現況調査 平成21年度（道路舗装率は、簡易舗装を含む数値）

※2 過疎地域の数値は、合併前の区域の一部が過疎地域に該当する二本松市、田村市、伊達市を除く。

### （バス・鉄道）

県内における鉄道やバスといった公共交通機関の利用状況を見ると、モータリゼーションの進展や少子化の進行などにより、JR在来線をはじめ、阿武隈急行線、会津線及び会津鬼怒川線の利用者は減少傾向が続いており、路線バスについても、昭和40年代をピークに利用者の減少が続いています。

特に過疎地域においては、公共交通機関は、高齢者や児童・生徒、自家用車を利用できない住民の日常生活に欠かすことのできない移動手段となっていることから、地域の生活交通を守るため運行維持・確保を図っていく必要があります。

### （情報通信施設）

情報面における都市部との格差是正のため、移動通信用の鉄塔施設やブロードバンド環境の整備など各種情報通信網の整備により、過疎地域においても情報化が進んでいます。

携帯電話については、平成21年7月1日現在で県内の世帯カバー率が99.34%に対し、過疎地域は96.13%と依然低いことから、携帯電話サービスが利用できない地域の解消のため、携帯電話事業者に対し、移動用通信鉄塔建設のための補助事業を活用しながら、更なるエリア拡大をするよう要請を行う必要があります。

また、地上デジタルテレビ放送への完全移行に向けて、新たに視聴することができない世帯が発生することのないようにしていく必要があります。

第10表 携帯電話世帯カバー率（平成21年7月1日現在）

区 分	世帯カバー率
過疎地域	96.13%
県 計	99.34%

#### ④ 生活環境

##### (水道・汚水処理施設)

上下水道の整備は、これまでの過疎対策事業により水道未普及市町村が解消されるなど、改善されてきてはいるものの、地形的条件等で水道布設が困難な地域があるため、水道普及率は低位にあります。

また、汚水処理人口普及率についても依然として低位にあり、都市部との格差が顕著です。

第11表 水道・汚水処理施設等の状況 (％)

区 分	水道普及率	汚水処理人口普及率
過疎地域	85.0	57.4
県 計	92.2	71.2

※1 水道普及率は「平成20年度福島県の水道」

※2 汚水処理人口普及率（平成20年度末）は、下水道課が取りまとめたもの

※3 過疎地域の数値は、合併前の区域の一部が過疎地域に該当する二本松市、田村市、伊達市を除く。

#### ⑤ 高齢者保健福祉

過疎地域における高齢者比率は、平成17年国勢調査によると30.9%であり、全国平均の20.1%、県平均の22.7%を上回っており、県全体より約10年、全国より約15年先行しています。また、一人暮らし高齢者世帯や高齢者のいる世帯の比率は、県平均を上回っています。

第12表 高齢者比率の推移

(単位：％)

区 分		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
福 島 県	過疎地域	16.0	19.6	24.0	28.0	30.9
	全市町村	11.9	14.3	17.4	20.3	22.7
全 国		10.3	12.0	14.5	17.3	20.1

※ 国勢調査

第13表 一人暮らし高齢者世帯や高齢者のいる世帯の状況

(単位：世帯)

区 分		世 帯 数	一人暮らし高齢者世帯		高齢者のいる世帯	
福 島 県	過疎地域	83,079	7,364	8.9%	54,046	65.1%
	全市町村	707,223	49,675	7.0%	310,655	43.9%
全 国		49,062,530	3,891,769	7.9%	17,204,473	35.1%

※ 平成17年国勢調査

## ⑥ 医療

医療については、医師及び医療機関が都市部へ偏在しており、60分以内に高度な救急医療を担う病院まで到達できない地区があるなど、過疎地域においては十分な医療の確保が困難な状況にあります。

平成16年12月末現在の過疎地域における無医地区は7市町村15地区（県全体では9市町村17地区）、無歯科医地区は8町村20地区（県全体では10市町村23地区）となっており、無医地区と無歯科医地区の大半が過疎地域内にあります。

## ⑦ 学校教育

県内の廃止となった小中学校数は、平成元年から平成21年までの21年間に、県内全体で分校を含め小学校で136校、中学校で19校となっています。このうち、過疎地域のみに限定して見ると、小学校で85校、中学校で17校が廃止になっています。

## ⑧ コミュニティ関係施設・社会教育施設等

コミュニティ関係施設については、集会所を中心に整備が図られてきていますが、社会教育施設では、過疎地域に公共図書館のある市町村は7市町村しかないなど整備水準が低い状況です。

## ⑨ 集落

日常生活におけるコミュニティ活動などの面で重要な役割を果たしている集落においては、集落人口、若年人口の減少による相互扶助機能など集落が果してきた生活の基礎的な機能の低下や、近くに食料品や日用品を購入する店が減少していることによる利便性の低下、身近な「足」（生活交通）の不足、空き家の増加、森林の荒廃、耕作放棄地の増加、一人暮らし高齢者世帯または高齢者世帯の割合の増加などが課題となっています。

特に、山間部にある集落においては、この傾向が顕著です。

第14表 集落の総人口に占める65歳以上の人口が半数以上の集落数

区 分	該当集落数
過疎地域	118
過疎・中山間地域 計	133

※ 平成19年10月1日時点。地域振興課調査。

## ⑩ 定住促進

過疎地域においては若者の定住を促進するとともに、首都圏等からの定住・二地域居住による移住者を受け入れるため、様々な助成制度や定住促進団地の整備などの施策を積極的に展開しています。

県においても、過疎地域への定住を検討する上で必要な情報を効果的・多面的に発信するため、居住環境や職業情報等を収集し、ホームページやUIターンフェア、雑誌等において、これらの情報の発信とPRを行ってきました。

## (2) これまでの過疎対策の成果

過疎地域については、昭和45年以降、過疎地域対策緊急措置法、過疎地域振興特別措置法及び過疎地域活性化特別措置法、さらに、過疎地域自立促進特別措置法に基づく福島県過疎地域自立促進計画（前期・後期）等により、道路整備や産業の振興、高齢者福祉の充実、医療の確保、生活環境の整備など、総合的、計画的な過疎地域対策を積極的に講じてきました。

この間過疎地域自立促進計画等に基づき実施した事業費の総額は、1兆7,687億円（昭和45年度～平成20年度）にのぼっています。

その結果、過疎地域全体としての人口は引き続き減少しているものの、幹線道路の整備や生活環境の改善とともに、地域づくりへの継続的な取組みやライフスタイル・価値観の多様化等に伴う地方への関心の高まりを受け、一部の町村においては人口減少率に歯止めがかかるなど明るい兆しが見られるようになってきました。その主な要因としては道路整備による近隣都市とのアクセスの向上、下水道など生活環境の整備、宅地造成や公営住宅の整備による定住人口の増加など生活基盤の整備が進んだことが挙げられます。

一方、これまでの過疎対策の状況をみると、過疎地域市町村ごとにそれぞれ施設整備が進められる傾向にありましたが、今後は、広域的視点から役割を分担しながら、施設整備を進めることが重要になっています。

また、これまで整備された施設をいかに利用し、地域の自立促進に結びつけていくかが課題となっています。

### (3) 過疎地域に共通する課題

前述のとおり、これまで講じてきた総合的・計画的な過疎地域対策の結果、着実にその成果をあげてきています。

しかしながら、多くの過疎地域においては、依然として次のような課題を抱えています。

- 若年者の流出や少子高齢化の進行により、地域の担い手が不足し、集落をはじめとした地域活力が低下してきています。
- 長引く地域経済の低迷等から、若年者の定住に必要な雇用の場が不足しています。
- 高速交通体系へのアクセス道路や生活道路の整備が遅れています。
- 地域住民の通勤、通学、通院、買い物など日常生活に必要な生活交通の維持が困難な状況です。
- 上下水道等の生活環境の整備が遅れています。
- 地理的な制約や採算性等の問題により移動通信用鉄塔施設などの情報通信基盤の整備が遅れています。
- へき地医療において深刻な医師等の不足に直面しています。
- 高齢者福祉、介護保険制度など、保健、福祉のための施設整備や人材の確保への対応が求められている中で、これらに伴う財政負担や人的負担の増大が懸念されています。
- 中山間地域を中心に耕作放棄地の拡大や森林の荒廃が進んでおり、農地や森林が持つ多面的機能の低下が懸念されています。

第15表 これまでの過疎地域対策の状況

(単位：百万円)

区 分	基 本 目 標	総 事 業 費
過疎地域対策緊急措置法 (昭和45～54年度)	“ 活力ある過疎町村の創造と県勢振興発展のために 過疎地域の役割を積極的に分担する ”	181,131
過疎地域振興特別措置法 (昭和55～平成元年度)	(前期) “ 魅力と活力ある地域社会の創造 ” (後期) “ 活力とふれあいのある地域社会の創造 ”	442,564
過疎地域活性化特別措置法 (平成2～平成11年度)	(前期) “ 若者が誇りと魅力を感じ、高齢者がやすら ぎと生きがいを感じる地域づくり ” (後期) “ 地域連携と交流による開かれた地域づくり ”	760,021
過疎地域自立促進特別措置法 (平成12～平成21年度)	(前期・後期) “ 連携と交流による自立的な地域の創造 ”	384,954
合 計		1,768,670

※1 金額は県事業、過疎市町村事業の合計額

※2 過疎地域自立促進特別措置法に基づく事業費は、平成20年度までの実績。

#### (4) 過疎地域を取り巻く時代潮流の変化

##### ① 人口減少・超高齢社会の本格的な到来

我が国の人口は、出生数の減少などにより、平成16年12月の1億2,784万人をピークに減少し始め、平成21年10月現在では1億2,756万人となっています。

本県の人口も、首都圏などへの転出超過が続くとともに、平成15年から死亡者数が出生者数を上回っており、平成10年1月の213万8千人をピークに減少し始め、平成21年10月現在では、204万3千人となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成47(2035)年の我が国の人口は、ピーク時を1,700万人下回る1億1,068万人に、本県の人口は、平成17年から平成47年にかけて209万1千人から164万9千人まで減少する見込みとなっています。

また、65歳以上の高齢者が半数以上を占める県内の市町村数は、平成47年では、7市町村と予想され、さらに集落レベルでも、老年人口が集落の人口の半数以上を占め、冠婚葬祭などの社会的共同生活の維持が困難な状態となる集落の増加が予想されており、様々な立場の人々で社会を支えていく仕組みづくりが求められます。

##### ② 分権型社会への移行

平成12年の地方分権推進一括法の施行により、国と地方は法制度上において「対等・協力」の関係に改められ、多様化する人々の価値観やニーズに対して、地域のことは、より住民に身近なところで決定し、それぞれの地域特性に応じた効果的な施策展開を可能とする分権型社会への移行が求められています。また、市町村の行政サービス水準を維持・向上して効率化を図るため、県内においても市町村合併が進み、いわゆる「平成の合併」により市町村数は59に再編されました。

地域においては、ライフスタイルや価値観の多様化等に伴い、まちづくりを始めとした公共的な活動に取り組む人々が増えてきており、これらの地域住民やNPO、企業など各種の団体と行政が協働して地域経営を担っていくことが求められています。

こうした状況を踏まえ、分権型社会の流れを確実に進めるためには、住民自治、さらには市町村の力を高めることが重要であり、国、県、市町村、地域住民が担うべき役割を明確にし、互いに連携しながら、多様化するニーズに対応した公共サービスを提供していくことが必要不可欠となっています。

##### ③ ライフスタイル・価値観の多様化

能力の発揮、社会貢献、家族や地域との関係を重視する人々や、環境、健康、癒しに高い関心を持つ人々が増加するなど、物の豊かさより心の豊かさを重視する人々が増えています。

社会・経済の成熟化に伴い、ライフスタイルや価値観の多様化は、今後も進んでいくと考えられることから、こうした多様性を社会全体で受け入れていくことが、より重要となります。

豊かな自然環境と温かな人とのつながりを求める都市住民のニーズは今後も高まると考えられ、

都市住民との交流を活発にすることで、活性化が図られるものと考えられます。

#### ④ 高度情報化の進展

情報通信技術の飛躍的な発達によって、時間や距離の制約は克服され、自由に国内外の情報にアクセスし、コミュニケーションをとることが可能になりました。

高度情報化社会の進展により、電子商取引が拡大し、電子マネーが普及するなど、人々の身近な生活にまで高度情報化が浸透するとともに、新たな産業の領域が発生していくことが予想されます。

さらに、情報通信ネットワークの進展を基盤に、今まで一見無関係であった様々な知が交流し合い、新たな知や価値を創造する可能性が高まっています。

こうした状況を踏まえ、格差のない情報通信基盤の整備や、光ファイバ網を活用した新たな行政サービスや地域活性化策の創出が求められています。

#### ⑤ 食料・資源・エネルギー問題の顕在化

世界全体では、開発途上国を中心に人口が増加しており、新興諸国の経済成長や生活水準の向上により、世界的に食料、木材などの資源、原油や石炭などのエネルギー資源の消費拡大が続いており、今後とも、農林水産業の生産力の向上を図ることにより、我が国の食料基地として重要な役割を果たしていくことが期待されています。

さらに、広大な森林から産出される木材は建材や貴重なエネルギー資源としてその活用が期待されるほか、太陽光、風力、地熱、バイオマスなど、多様な自然環境を活用した再生可能なエネルギーの活用が期待されています。

#### ⑥ 安全と安心に関する関心の高まり

近年、自然災害や感染症に対する不安、商品の偽装表示に対する不信、産婦人科、小児科等医師の不足などによる地域医療の問題などが大きく取り上げられるようになってきており、安全・安心に関する総合的な取組みが求められています。

## 2 過疎地域自立促進の基本的な方向

### (1) 基本的な考え方

過疎地域は、脈々と伝えられてきた特色ある伝統文化や美しい自然環境などにより、地域住民のみならず、都市住民に対しても水源地、食料供給地、保養地などとして重要な役割を担ってきました。

この過疎地域の現状と課題、過疎地域を取り巻く時代潮流の変化を踏まえた、今後の過疎地域の自立促進に向けての基本的な考え方については、次のとおりです。

- 多様化する価値観・ニーズに対して、自己決定と自己責任のもと、それぞれの地域特性に応じた効果的な施策展開が求められています。

このため、地域の自立へ向けて、地域の住民やコミュニティ組織、NPOやボランティア団体などによる各地域の自主性・主体性を生かした個性的・創造的な取組みを推進する必要があります。また、地域の自立を図るには、その地域で生活している住民が、地域に対して誇りや愛着を持って暮らすことができるようにする必要があることから、地域住民との協働により地域特有の伝統文化、生活文化等の振興を図るなどの取組みを推進する必要があります。
- 地域コミュニティを維持していくため、地域内外の人々の力を集めていく必要があります。
- 地域としての魅力を高めるため、ユニバーサルデザインの推進などにより、「一人ひとりが大切にされ、いきいきと生活できる社会」を実現する必要があります。
- 就業の場の不足が人口減少につながっており、地域住民やふるさと回帰の志向を持つ若者や都市住民にとっても、定住地として魅力ある地域となるよう雇用の場と収入を確保する必要があります。
- 安全に安心して生活を営むことができるよう、医療、保健、福祉、教育、生活交通、道路、情報通信基盤などの生活環境を確保していく必要があります。
- 過疎地域の持つ豊かで美しい自然や脈々と受け継がれてきた伝統文化は、都市住民が求めている「癒し」の機能を持つ地域資源として注目を集めているところであり、また、価値観の多様化とライフスタイルの変化により、「田舎暮らし」の良さが見直されてきていることから、開かれた地域社会の形成を図りながら、個性ある地域づくりを促進し、都市との交流や定住・二地域居住を積極的に推進する必要があります。
- 生活圏の広域化、住民ニーズの多様化など、時代の急速な変化に対応するため、各市町村ごとの取組みはもちろん、周辺市町村や近隣都市なども含めた広域的な取組みを推進するなど、都市

と過疎地域の一体的な活性化を促進する必要があります。

- 本県の過疎地域は、高齢化が急速に進行していることから、医療・保健・福祉対策の充実とあわせ、高齢者の社会参加や生きがい対策などを積極的に促進する必要があります。
- 過疎地域の森林や農地は、土砂や雨水の流出抑制等の県土保全機能、水源かん養、地球温暖化の防止等の環境保全機能など様々な公益的機能を有しているほか、美しい景観の維持・形成を図る上でも重要な役割を担っていますが、近年、森林の荒廃や耕作放棄地の増加等によって、公益的機能の低下や美しい景観の維持・形成への影響が懸念される状況にあることから、こうした過疎地域の森林や農地の適正管理を図っていくためにも、その担い手である地域住民が今後も安心して住み続けられるよう生産基盤や生活基盤を確保していく必要があります。また、そのことを都市住民も含めた国民的な認識としていく必要があります。

## (2) 基本目標

本県の過疎地域は、豊かな自然や地域固有の伝統文化、都会では希薄になった人と人との温かいきずな、思いやりなどを残しているかけがえのない地域であり、人と地域が輝く県づくりを進める観点からも過疎地域に光を当て、後世にしっかりと継承していかなければなりません。

そのためには、過疎地域の根本的な問題である人口減少を抑えることが究極的な目標となりますが、この問題を直接的かつ短期間に解決することは困難です。

そこで、若者を含めた地域住民のみなさんが、地域で基本的な生活を営みながら元気に明るく心豊かに住み続けられる地域をつくるため、安全に安心して心豊かに暮らし、『住んでよかったと思える地域づくり』を目標に、施策の展開を図ります。

## (3) 施策の方向

過疎地域の魅力を生かしながら地域の発展の源となる地域力を育成するとともに、地域で持続的に暮らしていけるための経済基盤と生活基盤の整備を施策の方向とします。

### ① 地域力の育成～過疎地域の魅力を生かした楽しく豊かな暮らしづくり～

過疎地域は、豊かな森と清らかな水を守り、大切な伝統文化や自然の恵みの中で生活の知恵を継承するとともに、都会では希薄になった「地域社会のきずな」が息づいているかけがえのない地域です。

こうした過疎地域の強みである伝統文化、自然などの地域資源の価値を生かしながら、住民のみなさんが都市部住民の方々など外からの力も取り入れて地域づくりを進めていく力を、地域発展の源となる『地域力』として育成していく必要があります。

### ② 働く場と収入の確保～過疎地域の特性を生かした働く場と収入の確保～

過疎地域の若者の定住を促進し、人口流出を抑え、活力ある地域を形成していくためには、そ

の特性を磨きながら自立できる地域経済の基盤を作ることが大切であり、基幹産業である農林水産業の振興や地域産業の6次化をはじめとする地域資源を活用した新たな産業の育成を進めるなど、地域での働く場と収入の確保に努めていく必要があります。

さらに、こうした取組みを通じ、担い手不足が課題となっている過疎地域が、ふるさと回帰志向を持つ若者や中堅世代等の雇用の受け皿となりうるよう、懐の深い経済産業基盤の形成を目指していく必要があります。

### ③ 生活基盤づくり～安全に安心して快適に暮らせる生活の基盤づくり～

過疎地域において、若者も含めた地域住民のみなさんが、地域で安全に安心して快適に住み続けるためには、毎日の暮らしに最も関わりの深い基本的な生活基盤が整備されていることが大切ですが、こうした生活基盤の整備が遅れている地域もあります。

このため、地域間の広域的な連携も視野に入れながら、住民のみなさんの暮らしに欠かせない地域医療や生活交通の確保、福祉・教育環境の充実、道路や情報通信などの基盤整備を進めることにより、安全に安心して快適に暮らせる地域をつくっていく必要があります。

## (4) 推進体制

過疎地域の自立促進を図っていく上では、それぞれの過疎地域市町村が、自らの知恵と工夫による主体的な努力によってそれぞれの地域の特性を生かした地域づくりに取り組むことが基本です。

特に、地方分権が進む中、地域住民のみなさんが、自らの責任と自主性により、地域としての魅力を高め、展望を切り開いていこうとする意識の下に、地域経営に参画することを促進していく必要があります。また、過疎対策は、地域のあらゆる分野に及ぶものであり、しかも、それが相互に関わっています。

このため、県としては、過疎地域の振興を県政の最重要課題の一つとして位置づけ、地域の声を聴き、住民主体の取組みを支援する現場主義と各部局との有機的連携という基本的考え方のもと、過疎地域市町村とより緊密に連携し、過疎地域の振興に取り組んでいきます。また、出先機関においても、各地方振興局を中心に関係機関が連携して、地域の実情に応じた総合的な施策を企画・実施するとともに、地域で行う地域づくり計画の策定を支援するために打合せ等へ参加するなど、地域住民のみなさんが主体となった地域づくりの取組みをこれまで以上に積極的に支援していきます。

## 3 広域的な生活圏の整備の計画等との関連

本県の総合計画「いきいき ふくしま創造プラン」において、地理的な条件や歴史的・文化的に関連の強い、一定のまとまりを持ち、日常生活の面でも相互依存関係が深く一体性が高い地域を一つの生活圏ととらえています。今後、交通体系、情報基盤整備などにより県民の日常生活の範囲はますます広域化、重層化することが想定され、これにより生活圏の範囲が変化することも考えられるものの、当面は、七つの生活圏の特徴を生かした地域づくりを進めていきます。

福島県過疎地域自立促進方針及び福島県過疎地域自立促進計画の策定にあたっては、これまでの

実績を踏まえ、県の総合計画との整合性を図りながら、県民生活の実態に即した過疎対策に取り組んでいきます。

## 第2 産業の振興

### 1 産業振興の方針

産業の振興を図り、安定した雇用場及び所得を確保していくことは、地域の中心的な担い手となる若年者の流出を防止し、定住・二地域居住を促進することとなり、地域の自立を図っていく上で、最も重要な課題です。

このため、すべての産業において、技術力の向上や消費者ニーズの多様化に対応した商品開発による高付加価値化を図り、戦略的なマーケティングを展開していくとともに、多彩な産業間の連携による総合力の向上、地域資源を活用した新たな事業展開や新分野進出などを図っていくとともに、情報化の進展に対応した情報関連産業や環境問題に対応した環境・エネルギー関連産業の育成、高齢社会に対応した新規産業の創出などを図っていく必要があります。また、地産地消を推進する必要があります。

農林水産業については、農林漁業者が意欲とやりがいを持って活躍できる環境を整えるとともに、1次、2次、3次産業が様々な形で連携・融合し、特色ある食産業など新たな地域産業を創出する取組み（地域産業6次化）を進めることで、農林水産業を核とした経済循環をつくり上げる必要があります。

企業立地については、高速交通体系の整備や首都圏との近接性を生かしながら、企業誘致を進めるとともに、基幹的な道路の整備、人材の育成や地域企業の高度化などにより受皿機能を充実していく必要があります。また、地域資源を生かした地場産業の振興と売れるふるさと製品づくりを促進し、地域経済の活性化を図っていく必要があります。

さらに、ライフスタイル・価値観の多様化等により、「ゆとり」や「やすらぎ」の場として、自然豊かな過疎地域に対する評価が高まってきており、温泉や豊かな自然、伝統文化などの地域資源、首都圏との近接性や高速交通体系を活用した観光の振興を図り、都市等との交流を促進していくことが重要となっています。

### 2 農林水産業の振興

#### (1) 新たな視点による取組みの推進

##### ① 農林水産業の6次産業化・農商工連携の推進

地域資源を活用した新たな産業を育成するため、農林漁業者と中小企業経営者等が連携して生産や商品開発・加工・販売を行うなどの農商工連携の取組みや農林漁業者が自ら加工・販売等に取り組む6次産業化を支援します。

また、過疎地域の特性を生かした農林水産物の生産振興を図るとともに、地域資源を生かした新たな商品開発の支援やグリーン・ツーリズム等を促進します。

さらに、消費者や食品業者などの実需者のニーズや流通の多様化に合わせた販売対策を展開し、県産農林水産物の知名度向上、販路拡大を推進します。

## ② 農林業の新たな取組み支援

農林業の新たな担い手として、企業等による農林業参入を促進します。

また、農家民宿や農家レストランの開設・運営などを支援し、経営の多角化を促進します。

さらに、地域の森林資源を活用した商品化の取組みを支援します。

## (2) 農業・農村の振興

### ① 多様な担い手の育成

地域農業の振興を図るため、認定農業者などの意欲ある担い手を育成し、これら担い手への農用地の利用集積などを支援するとともに、新規就農の促進、女性農業者の農業経営等への参画などを推進します。

また、担い手の確保が困難な地域については、農作業の受託などを行う農業生産組織の育成や市町村及びJ A等が出資する法人の設立を支援し、多様な担い手の確保を図ります。

### ② 地域特性を生かした農業の展開

農用地や農業施設等の資源や気象・立地条件を生かし、農業生産力を十分に発揮するため、水田を有効に活用した大豆、麦、そば等の作付けを拡大するとともに、収益性の高い園芸や畜産、菌茸類の生産の振興を支援します。稲作については、気象条件に適した品種の作付けや加工米や酒米、米粉・飼料用米など特色ある多様な米づくりを推進します。また、高付加価値農業の確立を図るため、気象特性等に適した新規作物の導入や県育成オリジナル品種等を活用した地域特産物の生産及び農産物の加工等を推進します。

### ③ 農業・農村の総合的な整備

#### ア 生産基盤と生活環境の一体的整備

地域特性を生かした農業を展開するため、園芸作物の生産の安定と高付加価値化を図るための園芸用ハウスやほ場、用排水路、農道などの生産基盤の整備と適切な維持管理を進めるとともに、農業集落排水処理施設等の整備を促進します。

### ④ 多面的機能の発揮

#### ア 多面的機能の維持・増進

農業生産の維持・拡大による農地の適切な利用や農業用施設の適切な管理により、農業・農村の有する多面的機能の維持・増進を図ります。

#### イ 多面的機能の県民理解促進

農業・農村が有する県土保全や水源かん養などの多面的機能について、県民理解の促進を図ります。

### ⑤ 耕作放棄地の発生防止・解消と鳥獣被害対策

ア 担い手への農地流動化や地域ぐるみによる農地の有効利用を促進し、耕作放棄地の発生を防止するとともに、多様な担い手による解消に向けた取組みを進めます。また、荒廃状況に応じて林地への転換などを検討します。

イ イノシシ、サル、カワウ等による鳥獣被害が増加傾向にあることから、鳥獣被害対策広域指

導員等との連携を図りながら、地域における鳥獣被害防止活動を支援します。

### (3) 林業・木材産業の振興

#### ① 森林資源の充実・確保

林業・木材産業の礎となる森林資源を将来にわたり継続して確保していくため、地域の状況を踏まえた森林計画制度の推進や伐採後の再生林の促進、森林境界の明確化等への活動支援などの取組みを行います。

#### ② 林業生産基盤の整備

##### ア 林内路網の整備

森林の多面的機能の持続的な発揮や木材の効率的な循環利用に対応するため、林道などの林内路網の計画的な整備を推進します。

##### イ 県産材の安定供給体制の整備

素材の安定供給を図るため、提案型による施業の集約化や路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの構築と、多様なニーズに計画的かつ安定的に供給できる素材流通体制の整備を促進します。

また、品質・性能や需要者ニーズに対応した製品が供給できるよう、生産加工施設の整備を促進するとともに、事業体の連携等による足腰の強い木材産業の育成を図ります。

#### ③ 県産林産物の振興

##### ア 県産材の利用促進

公共事業等での県産材の率先利用や県産材を活用した住宅の建設を促進するとともに、木材利用の普及啓発を促進します。

##### イ 特産林産物の振興

きのこや山菜等は、複合経営の重要な製品のひとつであることから、産地化を推進するとともに、新規栽培者などへの栽培指導の推進、施設整備や農商工連携による商品開発の支援、各種イベントを通じた消費拡大等を行います。

#### ④ 林業担い手の確保・育成

森林整備を担う林業就業者は、年々減少しており、今後必要な森林整備と需要に応じた素材生産への体制づくりが急務となっていることから、就業条件の改善や研修等により、林業就業者の確保・育成を図ります。また、持続的林業経営を確保するため、森林所有者の収益向上など経営意欲の喚起を図ります。

### (4) 内水面漁業・養殖業の振興

① アユやイワナ、ヤマメなどの増殖対象種について放流技術の研究開発を推進し、増殖計画の作成支援、放流指導に取り組みます。また、内水面資源に著しい被害を与えているカワウ、外来魚対策を支援するとともに、ボランティアによる対策を促進します。

② 会津ユキマス養殖技術の普及、拡大を図るとともに、新たな魚種の養殖技術開発に努めま

す。また、養殖魚の品質向上のため、バイオテクノロジーを活用した種苗生産技術開発に取り組みます。

### 3 地場産業の振興

#### (1) 中小企業の活性化対策

- ① 地域資源を生かした伝統的工芸品産業について、後継者の育成に努めるとともに、観光産業とのタイアップ等により、販路開拓に努めます。
- ② 地域中小企業の活性化のため、情報化の推進や経営革新、新事業の創出、新製品・新技術の開発に対して支援します。
- ③ 地域中小企業の経営安定化や今後の成長が見込まれる産業の育成を図るための資金を融資します。
- ④ 小規模企業の創業及び経営基盤の強化を図るため、有利な資金の融資及び設備の貸与を行います。
- ⑤ 中小企業者等を支援するための拠点として整備した経営支援プラザの相談・支援機能の充実を図るとともに、専門家活用による経営革新など中小企業者等の様々な経営課題の解決に向けた取組みを支援します。

#### (2) 売れるふるさとと製品づくりの推進

- ① ふるさと産業おこしの推進  
主体性と創意のある地域づくりを目指し、行政、生産者等の関係団体及び（財）福島県観光物産交流協会が連携しながら、市場のニーズを的確に捉えた売れる製品づくりを通して、地域からの産業おこしを進めます。
- ② ふるさと製品の開発・育成  
ア 多様な特性を持つ県土から生み出される資源や技術を活用し、地域のイメージアップが図られるような製品の開発・育成を支援します。  
イ 消費者ニーズに対応した製品の開発、生産性の向上や高付加価値化を図るため、市町村や生産者等に対する相談・指導を行います。
- ③ ふるさと製品の販路開拓・拡大  
ア 開発・育成された製品のブランド化を図り、製品の販売を伸ばしていくために、製品のPRやマーケティングについての調査検討を進め、積極的な販路開拓を図ります。  
イ 時代の潮流に対応した新しい販売チャンネル（ネット販売等）を確保し、県内はもとより全国に向けた販路拡大を進めます。
- ④ 情報ネットワークの構築  
行政や生産者等の関係者が協力して、製品や流通等に関する多岐にわたる情報を一元的・体系的に収集・蓄積し、幅広く受発信できるシステムの整備を促進します。

#### ⑤ 観光との連携強化

地域に根ざした産品自体が観光資源であることから、都市との交流や観光イベントなどとの連携により、ふるさと産品を広く県内外にPR・販売することにより、本県の魅力をさらに高めていきます。

### 4 企業の誘致対策

#### (1) 企業の誘致

- ① 立地条件が不利な過疎地域にも企業を誘致できるよう、優遇制度を十分活用するとともに、きれいな水や空気、豊富な農林水産資源などの地域特性を生かした企業誘致を推進します。
- ② 製造業に代表される本県の産業基盤や会津大学など県内産業と連携する高等教育機関の集積を基礎としながら、医療・福祉機器関連産業、環境・エネルギー関連産業等や研究機能、生産拠点機能等の誘致に努めます。
- ③ 関係市町村が広域的に連携し、過疎地域から通勤可能な距離にある地域への企業誘致を検討します。

#### (2) 受皿機能の充実

- ① 県外と結ばれ県土の骨格となる基幹的な道路や隣接する地方生活圏を相互に連絡する地域連携道路を整備するなどアクセス向上を図るとともに、IT技術革新に対応できる高度情報通信体系の整備を促進します。
- ② 研究開発支援施設やその基礎となる技術を担う地域企業の高度化を図ります。また、職業訓練や技術習得支援によって、企業等の即戦力となる人材の育成を図ります。
- ③ 市町村が行う工業団地整備などに対し、積極的な支援を行うなど工業団地の確保に努めます。

#### (3) 各種優遇制度の有効活用

過疎地域自立促進特別措置法に基づく各種金融、税制上の優遇措置や、地域総合整備資金貸付制度（無利子資金）の活用などを促進します。

### 5 新たな産業の創出

#### (1) 新たな事業展開への支援

- ① 地域資源を活用した新たな事業展開や新分野進出を図ろうとする中小企業等を融資制度や（財）福島県産業振興センターに設置した基金の活用、大学や試験研修機関等との連携等により総合的に支援します。
- ② （財）福島県産業振興センターの総合相談窓口、インターネットを活用した支援情報の提供及び各種相談対応とともに、支援機関、大学、経済団体等で構成する連絡会議により、相互の連携を強化します。
- ③ （財）福島県産業振興センターを通して、創業、ベンチャー、経営革新を目指す中小企業が

必要とする経営ノウハウ、技術、人材、市場情報等の経営資源の確保を支援します。

- ④ 過疎地域の雇用を支えている建設業者の新分野進出を支援します。
- ⑤ 地域住民、学生、NPO等の多様な主体による、環境、農業、商業、医療福祉、教育など地域特性を生かした様々な分野の起業を支援します。
- ⑥ 地域の活性化や集落機能の維持向上を図るため、地域資源を活用した地域ぐるみの取組みを支援します。
- ⑦ 市場ニーズに即した商品開発を促進するとともに、産学官連携や農商工連携などにより県産品の競争力を強化し、ブランド化・高付加価値化を推進します。

## (2) 情報基盤の活用による情報通信産業の支援

情報通信基盤を活用して、過疎地域でも展開できるテレワーク（SOHO）などの情報通信関連産業を支援します。

## (3) 高齢社会に対応した産業の育成

高齢者福祉の充実を図り、施設・在宅サービス供給量の拡大を通じて雇用の場の創出を促進します。

## (4) コミュニティビジネス等の育成

地域住民等を対象にしたコミュニティビジネス、スモールビジネスなど新しい形のビジネスの促進を図っていきます。

## (5) 環境・エネルギー関連産業の育成

新エネルギーや省エネルギーなど、環境・エネルギー関連分野での産学民官のネットワーク強化を図りながら、新規事業開拓等に向けた取組みを支援します。

また、林地残材等未利用森林資源の安定供給体制づくりに取り組むとともに、それらの資源の有効利用（木質ペレットなど）に必要な加工施設等の整備等を支援します。

# 6 商業の振興

## (1) 魅力ある商店街づくり

地域と密接な関わりを持つ商店街は、商業機能のほか、地域住民の交流・各種サービス提供・情報の収集等のコミュニティ機能を持っており、様々なニーズに応える商店街づくりが求められるとともに、観光・サービス業と一体となった商店街づくりも必要であることから、市町村、商工団体等と連携して地域の特色に応じた魅力ある商店街づくりを推進します。

## (2) 商業まちづくりの推進

高齢者や障がい者等が、市街地のみならず郊外部や山間部においても安全・安心・快適に過ごせ

るよう、これまでの「車」中心のまちづくりから「人」中心のまちづくりへ転換し、過度に車に依存しない社会の実現に向けて、関係機関と連携してICTを活用した配送システムなど商業環境の整備や新しい交通システム構築の研究を行うなど、人と環境に優しいまちづくりを推進します。

また、日常生活必需品を身近な場所で無理なく買えることができるような商業まちづくりを実現するため、小売業施設の適正な配置を推進します。

## 7 観光

### (1) 滞在型観光等の推進

- ① 自然環境や景観の保全に十分配慮しながら、本県が有する豊かな自然環境、美しい景観、歴史、地域文化などの「地域の宝」を生かし、地域が主体となって地域独自の観光素材を発掘し、磨き上げ、また広域的な連携を図るなど、新たな観光の魅力として提案・発信する着地型観光を推進します。
- ② グリーン・ツーリズムの受入地域における組織化や更なる受入体制の整備を図るとともに、クラインガルテン（滞在型市民農園）の有効活用を促進します。
- ③ 地域の農業者等と連携しながら、地域の特産品や「ふくしまの食」の積極的なPRに努めます。

### (2) 教育旅行の推進

本県の豊かな自然や伝統文化などの教育旅行に適した観光資源を生かして、積極的な誘致活動を推進します。

また、「子ども農山漁村交流プロジェクト」の受入れのため、農家民泊の開設や組織化、地域における受入窓口の確立など受入体制の整備を促進し、県内外との交流を促進します。

### (3) 定住・二地域居住の推進

首都圏との近接性、豊かな自然環境や伝統文化、温かい県民性などの本県の優位性をアピールするとともに、定住・二地域居住の受入体制の整備を支援することにより、都市部からの定住・二地域居住者の誘導を図ります。

### (4) 交流拠点の整備・利活用

本県は、豊かな自然、美しい景観、歴史、地域文化などの地域資源に恵まれていることから、これらの地域資源を活用した交流拠点の整備・利活用を促進し、都市等との交流を図ります。

### (5) 受入れ体制の整備

県内への来訪者を温かく迎えるため、ホスピタリティの向上を促進し、福島県のイメージアップと本県観光客のリピーター化を図ります。

**(6) 観光関連情報提供の充実**

各地域の観光情報、地域情報及び定住・二地域居住に関する情報をより迅速で正確に提供できるようインターネット等を活用した情報システムの充実を図ります。

**(7) 国際観光の推進**

東アジアを始めとする海外へのプロモーション活動などを推進するとともに、多言語化への対応など外国人観光客の受入体制の整備を図ります。

### 第3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

#### 1 交通通信体系の整備の方針

余暇時間の増大や交通利便性の向上などにより、住民の行動領域は広域化し、地域間の交流が活発化してきています。

こうした中で、過疎地域の自立促進を図るためには、本県が推進してきた七つの生活圏づくりによって、それぞれの生活圏における中心都市との連携を深めるとともに、生活圏相互の交流を活発化させることにより、魅力ある地域づくりを、引き続き、広域的、一体的に進めていくという視点が重要です。

そのため、地域間の連携を深め、経済活動や観光・交流活動を拡大するための基盤となる幹線道路網をはじめとする交通ネットワークの整備を重点的に進める必要があります。

また、地域のバス・鉄道については、住民の足として欠かせないものであるほか、地域の活性化を図る上で重要な役割を果たしています。しかしながら、モータリゼーションの進展や少子化の影響などにより利用者が減少し、事業者の努力による路線の維持が困難になってきています。このため、住民が安心して日常生活を送るために必要な生活交通の維持・確保を図る必要があります。

一方、情報通信処理技術の飛躍的な進歩による社会生活や産業活動等のあらゆる面での情報化の進展は、地理的、時間的、距離的制約を克服するものであることから、過疎地域が生活面や産業面等で大きなメリットを受けることが期待されます。

したがって、都市部との情報格差を是正するとともに、高齢者の安否確認やテレワーク（SOHO）など地域の実情に応じた形でICTを利活用することが必要です。

#### 2 国県道及び市町村道の整備

##### (1) 国・県道等の整備

###### ① 高速自動車国道等の整備

ア 磐越自動車道の4車線化の促進、常磐自動車道の常磐富岡インターチェンジ以北の建設促進及び東北中央自動車道の相馬・福島間の整備促進、福島・米沢間の建設促進を図ります。

イ 地域の開発振興を支援し、高速道路へのアクセス性の向上に資する追加インターチェンジの整備促進を図ります。

ウ 高速道路の利用促進を図る観点から、高速道路と一体的に機能する地域高規格道路として、県南地域から福島空港を経て磐越自動車道に至るあぶくま高原道路の整備、会津地方を縦断する会津縦貫道（会津縦貫北道路・会津縦貫南道路）の事業を促進します。

###### ② 一般国道・県道の整備

ア 過疎地域と地方中心都市や地域と地域を結ぶ道路の整備を進め、地域間の連携・交流の促進を図ります。

- ・ 会津地方全体と会津若松市をネットワークで結ぶ国道118号、国道121号及び国道252号

- ・ 県南部を横断する国道289号
- ・ 阿武隈高地を縦断的に結ぶ国道349号及び国道399号
- ・ 阿武隈高地と中通りをネットワークで結ぶ国道288号及び国道114号

イ 過疎地域の安全・安心な暮らしを支える県管理国道や県道について、地域の実情に合った整備を図ります。

## (2) 市町村道の整備

### ① 市町村道の整備

産業の振興や日常生活の基盤を支える市町村道で、緊急に整備を要する幹線的な市町村道の改良、舗装、橋梁整備などを積極的に促進するとともに、現況の損傷・劣化等を将来にわたり把握することによる費用対効果の高い維持管理等を促進します。

### ② 代行整備

基幹的な市町村道や過疎地域市町村とその他の地域を連絡する広域的な市町村道について、工事の規模、公共施設の分布、路線の性格・緊急性等を勘案して代行整備に努めます。

## 3 農道及び林道の整備

### (1) 農道の整備

- ① 農業生産の近代化、農業生産物流通の合理化、農村の生活環境の整備改善に資するため、農道の整備を図ります。
- ② 基幹的な農道については、工事の規模、接続道路の規格、集落の規模等を勘案して代行整備（過疎基幹農道）に努めます。
- ③ 集落間または集落と基幹的道路等を結ぶ農道等、農村地域の定住環境改善に大きな役割を果たす農道の開設、改良等で緊急を要するものについて、「ふるさと農道緊急整備事業」等を活用し、効果的・効率的な整備を促進します。

### (2) 林道の整備

- ① 森林施業の適切な推進、林業経営の効率化を図るとともに、山村の生活環境の整備に資するために、林道の整備拡充を図ります。
- ② 基幹的な林道については、工事の規模、接続道路の規格、集落の規模等を勘案して代行整備に努めます。
- ③ 会津地方を中心とした大規模な森林地帯においては、林業生産と流通の近代化を図るため、自然環境との調和を考慮しながら、林道の整備を促進します。
- ④ 集落どうしを結ぶ集落間林道等、山村地域の定住環境の改善に大きな役割を果たす林道の開設、改良等で緊急を要するものについて、「ふるさと林道緊急整備事業」等を活用し、効果的・効率的な整備を促進します。

## 4 交通確保対策

### (1) 生活バス路線対策

県民の日常生活に欠かすことのできないバス路線の維持・確保を図るため、バス事業者が運行する広域的・幹線的なバス路線について支援するとともに、住民と協議しながら地域の実情に応じた市町村営バス、委託バス、デマンド型乗合タクシーなどの生活交通対策事業に取り組む市町村を支援します。

### (2) 第三セクター鉄道対策

- ① 会津線及び会津鬼怒川線については、地域住民の身近な交通手段であるばかりでなく、沿線地域等活性化のための原動力として、また首都圏と会津地方を直結させる幹線的な交通手段としての役割を担っており、さらに豊かな自然や魅力的な観光資源に恵まれた観光路線としての性格も有していることから、地域と鉄道会社が一体となった施設整備などによる利便性向上や利用促進に向けた取組みを支援するなど、沿線地域等の活性化を図っていきます。
- ② 豊富な観光資源を生かしたイベント列車や企画切符など創意工夫を凝らした事業を展開し、利用促進に取り組む鉄道事業者を支援します。

### (3) JR在来線

JR在来線である東北本線、常磐線、磐越東線、磐越西線、水郡線及び只見線については、日常生活を支える重要な交通手段であるばかりでなく、本県の七つの生活圏の交流利便性を高め、各生活圏の諸機能の相互連携を強化するといった機能を有しています。

地域振興に不可欠な社会基盤として、関係自治体及び団体との連携を図りながら地域のニーズに即した一層の利便性の向上、輸送力の強化を働き掛けるとともに、利用促進に努めます。

### (4) 豪雪地帯対策

会津地方を中心とする豪雪地帯においては、冬期間における安全で円滑な道路交通や公共交通機関の確保は、住民生活や産業経済活動の向上を図る上で、極めて重要な課題となっています。

このため、「福島県豪雪地帯対策基本計画（第二次）」等に基づき、積雪等に影響されない道路の整備や除雪体制を充実するとともに、消融雪施設、雪崩防止柵、スノーシェッド等の防雪施設の整備等を推進します。

## 5 情報通信基盤の整備

### (1) 情報通信ネットワークの整備

- ① 過疎地域においても、都市部と同様に各種情報を入手できるよう、音声や動画などの高速・大容量通信に対応した加入者系光ファイバ網をはじめとした情報通信基盤の整備を促進します。
- ② 情報通信基盤の活用による高齢者の安否確認などの新たな行政サービス、特産品の販売や日用品の購入など地域の実情に応じた形でICTを利活用した取組みを促進します。

### (2) 通信用鉄塔施設等の整備

- ① 携帯電話などの移動通信サービスについては、携帯電話事業者への整備の働き掛けや、補助金等を活用した基地局・伝送路の整備支援など、通話エリア拡大に向けた取組みを強化します。
- ② 地上デジタルテレビ放送への移行に向けて市町村が行う受信施設整備の取組みを促進します。

## 6 情報化の推進

### (1) 行政機関の情報化

在宅での行政相談や届け出などの手続きができるよう、行政機関の情報化を推進し、住民サービスや利便性の向上に努めます。

### (2) CATV等の活用による在宅健康管理等

高齢化や過疎化が進行した過疎地域においては、CATV、テレビ電話等の活用による在宅健康管理や遠隔医療の普及に努めます。

### (3) インターネット等を利用した情報発信

地域情報、交流イベント情報、空き家等の定住関連情報などを、インターネットなどの利用により、首都圏等へ発信し、定住・二地域居住の促進や交流人口の拡大を図ります。

また、各自治体における定住・二地域居住等に関する相談窓口を明確にするなど、移住者の受入体制の充実を図ります。

### (4) 地域住民の情報リテラシー向上

情報化が進展する中で、地域住民が情報通信機器や情報システムを使いこなせる情報処理能力の向上やその必要性の啓発普及に努めます。

## 7 地域間交流の促進

### (1) 交流拠点の整備・利活用

本県は、豊かな自然、美しい景観、歴史、地域文化などの地域資源に恵まれていることから、これらの地域資源を活用した交流拠点の整備・利活用を促進し、都市等との交流を図ります。

## (2) 交流機会の拡大

グリーン・ツーリズムやエコ・ツーリズムなどの体験型・参加型の交流や教育旅行等を促進し、地域住民と都市部住民や若者との交流機会の拡大を図るとともに、田舎暮らし体験など、定住・二地域居住を誘導する事業を推進します。

## (3) 情報の発信

魅力ある地域情報や定住・二地域居住に関する情報等について、インターネットなどの活用により、多面的に発信し、都市等との交流を促進します。

## (4) 人材の育成

地域にある資源（自然、人、産業、歴史・文化等）を活用し、都市部との交流を推進する人材を育成します。

## 第4 生活環境の整備

### 1 生活環境の整備の方針

これまでの総合的な過疎対策の結果、過疎地域における生活環境の整備は、着実に進んできていますが、水道や下水処理施設については、都市部との格差が依然として生じています。

上下水道をはじめとする生活環境の整備は、地域の担い手となる若年者の定住を促進するとともに、都市住民との交流、定住・二地域居住の促進を図っていくためにも、重要な要素となっています。

このため、生活の基本である上下水道等の生活環境の整備を促進し、都市部にひけをとらない快適な生活を実現していくことが必要です。

また、湖沼、河川等の公共用水域の水質汚濁の大きな原因となっている生活排水に対する対策を推進するとともに、森林等を保全することなどによって、過疎地域のもつ優れた自然環境を保全していくことが必要です。

さらに、地域の実情に応じた広域のごみ処理施設等の整備を促進するとともに、広域的な消防防災体制及び救急搬送体制の充実強化並びに救急搬送における地域間格差の縮小を図っていくことが必要です。

### 2 水道、污水处理施設等の整備

#### (1) 生活用水の確保

- ① 水道未普及地域の解消に向けた取組みを支援するとともに、将来にわたり水道水の安定供給が図られるよう、水道事業の再編成など経営基盤の強化を促進します。
- ② ライフラインとしての機能を確保するために災害に強い水道施設をめざし、計画的な更新整備を支援するとともに、近隣市町村との連携強化を支援します。
- ③ 井戸水等を利用する住民に対しては、定期的な水質検査や井戸等の衛生管理の必要性を周知するなど、衛生対策推進に努めます。
- ④ 高い水源かん養機能を持つ過疎地域の森林を保全するとともに、水源地の環境の保全を進めます。

#### (2) 污水处理対策

- ① 污水处理施設の整備を計画的、効率的に推進するため、ふくしまの美しい水環境整備構想（マスタープラン）に基づき、過疎地域の特性や実情に応じた処理方法により、污水处理施設整備の支援に努めるとともに計画的な維持管理を促進します。
- ② 基幹的な下水道施設及び農業集落排水処理施設については、集落の規模や、生活環境への影響、自然環境や公共用水域への影響を勘案して、県代行による整備に努めます。
- ③ 下水道、農業集落排水等集合処理計画区域以外の区域にあっては、合併処理浄化槽の整備を促進します。

- ④ 環境保全のため、生活排水の適切な処理等について、住民の意識啓発を図っていきます。

### (3) 廃棄物処理対策

- ① 周辺の環境に配慮しつつ、一般廃棄物処理施設の計画的な整備を促進するとともに、地域の実情に応じて、広域処理体制の整備促進に努めます。また計画的な維持管理を促進します。
- ② ごみの減量化や再生利用について、住民や事業者の意識の啓発を図るとともに、不法投棄防止対策を実施し、美しい自然環境の保全を図り、地域の魅力向上に努めます。

## 3 消防・救急施設の整備

### (1) 消防防災体制の整備

- ① 地域住民の生命、身体及び財産の安全を確保するため、動力消防ポンプや消防水利などの基礎的な消防施設の整備を引き続き進めるとともに計画的な維持管理を促進します。
- ② 広域消防組織の充実強化を図るほか、地域における消防・防災力の要となる消防団員の確保を促進するとともに、自主防災組織の充実を支援します。
- ③ 近年において複雑・多様化している災害態様に対応するため、ヘリコプターを活用した上空からの消火・人命の救助など、航空消防防災体制の充実を図ります。
- ④ 市町村防災行政無線の整備を進めるとともに、衛星通信ネットワークの適切な運用を行い、社会環境の変化に対応した防災情報体制の充実強化を図ります。

### (2) 救急医療・搬送体制の整備

- ① 搬送機関や医療機関に的確な情報を提供する救急医療情報システムの有効な活用を図るとともに、救命救急センターの機能強化、ドクターヘリの運用など搬送途上の救急患者に迅速な救命救急措置が行える体制の確保、救急措置への医師等の支援体制の整備など、医療機関と搬送機関との連携を強化し、地域の救急医療体制の充実を図ります。
- ② 高度な応急処置ができる救急隊員や救急救命士の育成、高規格救急自動車及び救急資器材等の整備・充実に努めます。

## 4 自然災害対策と自然環境保全・継承

### (1) 自然災害対策

治水対策としての河川改修を進めるとともに、土石流やがけくずれなどの土砂災害を防ぐための砂防事業、地すべり対策事業、治山事業、急傾斜地崩壊対策事業や雪崩災害を防ぐための雪崩対策事業を進めます。

また、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の指定や、自然災害に対する警戒避難体制の確立に必要な情報や県と福島地方気象台が共同で発表し、自主避難の参考となる土砂災害警戒情報の提供などのソフト対策を推進します。

## (2) 自然環境の保全・継承

- ① ボランティア団体や企業等による森林整備活動を促進するとともに、活動への参加を促進するための普及啓発を進めます。
- ② 自然とのふれあい活動として、エコツーリズムを中心とした自然体験活動や自然環境について学ぶ体験学習などを促進します。
- ③ 森林の持つ公益的機能を維持するため、間伐等の適正な森林整備を行います。
- ④ 良好な自然環境の保全とともに生物多様性の保全の取組みを進めます。
- ⑤ 土づくりと化学肥料・化学合成農薬の低減に一体的に取り組むエコファーマーによる営農活動等を通じて、環境と共生する農業を推進します。

## 第5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### 1 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針

過疎地域は、他の地域より高齢化が進み、高齢者の一人暮らしが多く、また、これら的高齢者が交通の便が良くない地域に広く分散して居住しているという特徴があります。

今後は、高齢者数の増加に伴い、高齢者世帯の増加や介護が必要となる高齢者の増加が見込まれることから、介護予防を進めるとともに、要介護状態となっても、高齢者の状態に応じた福祉や介護サービスを利用できる体制を整備する必要があります。

一方では、健康で活力ある高齢者には、豊富な経験・知識・技術を生かした就労や社会活動に参加できる機会の創出を図り、高齢者が生きがいを感じて生きていける高齢社会を形成していく必要があります。

さらに、少子化の進行は、子ども同士の交流機会の減少などから、子どもの健やかな成長への影響が懸念されており、地域全体で子育てを行う環境づくりを推進する必要があります。

### 2 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

#### (1) 高齢者の生きがいづくりの推進

- ① 高齢者が有する豊富な経験・知識・技術を生かした地域特産品の生産や伝統技術の伝承など雇用・就業機会の確保を図るとともに、シルバー人材センターの育成・強化を図ります。
- ② 誰もが生きがいを持ち、多様な社会参加活動、学習活動、スポーツレクリエーションなどを行うことのできる環境づくりを進めます。

#### (2) 高齢者の健康づくりの増進

若年期からの栄養管理も含めた保健指導が重要であることから、保健指導の充実強化を図り、健康づくりを計画的、体系的に推進します。

なお、高齢者世帯や独居老人世帯におけるCATV、テレビ電話等の活用による在宅健康管理や遠隔医療の普及に努めます。

#### (3) 介護予防の推進

高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等であってもさらなる悪化を防止し、地域において自立した生活を送ることができるよう介護予防を推進することが必要となることから、介護予防に関する普及啓発を行うとともに、市町村が実施する介護予防事業の支援に努めます。

#### (4) 地域包括ケアの促進

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活が続けられるよう、個々の高齢者の状態に応じて介護サービスをはじめとする様々な支援が切れ目なく提供される地域包括ケアシステム

を構築する必要があるため、この地域包括ケアシステムの中核機関である地域包括支援センターの運営を支援します。

#### (5) 相談・支援体制の充実

県高齢者総合相談センターや県介護実習・普及センターにおける相談体制の強化に努めるとともに、地域住民と密接に関わる地域包括支援センターや社会福祉協議会等との連携を密にし、高齢者の相談・支援体制の充実に努めます。

#### (6) 介護サービス基盤の整備

要介護（要支援）高齢者の増加等に対応するため、広い地域に高齢者が分散しているという過疎地域の特性を踏まえつつ、地域の実情に応じて居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービスを提供できるよう、市町村と連携を図りながら介護施設等の整備を促進します。また、保健・医療・福祉の連携強化のため、それぞれの機能を持つ施設を合築するなど複合的な施設の整備を促進します。

#### (7) 介護保険制度の円滑な実施

過疎地域においても、要介護（要支援）となった高齢者が必要な介護サービスを受けられるよう、保険者である市町村の適切な制度運営のための助言や情報提供等を行うとともに、介護支援専門員、訪問介護員、介護福祉士等の人材の養成・確保を図り、介護保険の円滑な実施に努めます。

#### (8) 高齢社会の生活環境の整備

高齢者の生活環境面においては、加齢による身体的機能の低下に配慮した工夫や仕様が必要となってくることから、高齢者が安心して暮らせる住まいづくりを進めるため、シルバーハウジング等福祉機能を持った住宅の整備を促進するとともに、高齢者など誰もが安全かつ快適に生活できるよう「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、ユニバーサルデザインの視点に立ったやさしいまちづくりを推進します。

また、高齢者が介護状態になることを予防し、自宅での生活を継続できるよう市町村が実施する高齢者を対象とした住宅改修に対する支援を行います。特に、過疎市町村（平成16年度以降に合併した市町村にあっては、合併前に過疎地域に指定されていた区域）については助成率をかさ上げして実施します。

さらに、日常の買い物が不自由な高齢者等のための買い物代行、共同宅配システムの導入や高齢者のコミュニケーションの場として、バリアフリーに配慮した商店街づくりを支援します。

#### (9) 保健・医療・福祉体制の連携強化

高齢期の疾病は慢性化しやすいため、早期発見や早期治療はもとより早期リハビリが重要であ

ることから、医療機関と介護老人保健施設、市町村保健センター等の保健関係機関や特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）等の社会福祉施設との連携を強化し、疾病の予防から治療、リハビリに至る一貫した、保健・医療・福祉体制の構築を進めます。

### 3 児童その他の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

#### (1) 保育所等の創設・改築等

地域における要保育児童の動向と適正な定員規模に配慮しながら、保育所や認定こども園の創設または改築を促進します。

また、延長保育、特定保育等の保育サービスの充実や子育て親子の交流等を行う地域子育て支援拠点施設への支援等、多様なニーズに対応した子育て支援策を推進します。

#### (2) 児童の健全育成の促進

地域における児童の健全な育成を支援するため、児童館（センター）の整備のほか、公民館、学校等を有効に活用した放課後児童クラブ等の設置運営を促進します。

#### (3) 児童相談援助活動の充実

児童に関する様々な問題について、家庭や関係者等からの相談に応じ、児童福祉の向上と児童の権利擁護のための相談援助活動を充実します。

#### (4) 仕事と生活との調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

企業が行う男性の育児参加支援など、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取組みを促進します。

#### (5) 地域社会での子育て支援

地域や企業、子育て支援団体をはじめ、行政も一体となった「子育て支援を進める県民運動」を推進し、地域社会で子育てを支援・応援する機運を高めます。

#### (6) ひとり親家庭等の福祉の向上

ひとり親家庭等への支援や障がい児への支援といった援助を必要とする子どもや家庭を支援します。

#### (7) 母子保健対策の推進

妊娠から子育て期に係る相談体制の充実や医療費負担の軽減、さらには不妊に悩む人々の支援を進めます。

**(8) 障がい者福祉の充実**

障がい者が地域で自立した生活を送れる条件を整備するため、そのニーズに十分配慮しながら在宅福祉サービスの充実及び専門的な機能を有した障がい者施設の整備を促進します。

**(9) 福祉サービス利用制度等の充実**

福祉サービス利用者が事業者と対等な立場で安心して契約を結べるような体制の整備を図るとともに、地域における福祉活動を活性化するための体制を図ります。

## 第6 医療の確保

### 1 医療の確保の方針

過疎地域における医療については、交通体系の整備及びへき地診療所の整備、患者輸送車の整備等により、無医地区等は減少してきています。

しかしながら、医師の高齢化等による退職時の後任確保など、新たな課題も生じており、へき地に勤務する医師の絶対数が少ない状況下で、安定した医療の確保等が困難な状況にあります。

また、特に過疎地域については、高齢化の進行に伴って、高齢者に多く見られる慢性疾患に対応する医療の充実を図るとともに、眼科や耳鼻咽喉科等の診療科目の充足が求められています。

これら無医地区等をはじめとする医療に恵まれない地域における医療提供体制を整備するため、引き続き安定的に医師の確保が図られるよう支援体制の確立に努めるとともに、へき地診療所等の整備を図るなど、地域特性に応じた医療の量的確保と質的向上が必要となっています。

### 2 無医地区等対策

#### (1) へき地医療支援体制の整備

国の第9次へき地保健医療計画で制度化された、へき地医療医師の派遣調整等を行うへき地医療支援機構を引き続き運営し、広域的なへき地医療支援体制の確保を図ります。

#### (2) へき地医療拠点病院の充実

へき地診療所の診療支援等を行う病院をへき地医療拠点病院として指定し、へき地診療所へ代診医の派遣を実施していますが、機能の充実を図り、へき地における医療の確保を推進します。

#### (3) へき地医療支援システムの充実

へき地医療支援システムを充実させ、へき地における医師の支援体制の強化を図ります。

#### (4) へき地勤務医師等の確保・育成

自治医科大学卒業医師のへき地医療機関への派遣や県内定着を促進するほか、「へき地医療等医師確保修学資金制度」の運用等により、へき地における医師の確保を図ります。

また、公立大学法人福島県立医科大学との連携を図りながら、地域医療を担う医師を育成していきます。

#### (5) へき地診療所等の機能充実

初期診療機能の向上のため、へき地診療所等における医療機器や施設などの整備を支援します。

#### (6) 患者搬送体制の整備

無医地区等を有する市町村への患者輸送車の導入を推進し、患者搬送体制の整備を支援します。

**(7) へき地保健医療情報システムの活用**

行政機関とへき地医療機関等をインターネットで結んでいる社団法人地域医療振興協会の「へき地保健医療情報システム」の活用を推進し、県内におけるへき地医療施設の情報ネットワークの構築を推進します。

**(8) 遠隔医療の推進（ICTを活用した診療支援体制の整備）**

無医地区等の医療に恵まれない地域における住民への医療提供の充実を図るため、ICTを活用した遠隔医療の促進を図ります。

**(9) へき地における救急医療の確保**

メディカルコントロールに基づく病院前救護体制の充実を図るとともに、ドクターヘリによる救急現場等から救命医療を行う救急搬送体制の確保を図ります。

**3 特定診療科に係る医療確保対策**

小児科、産科、眼科、耳鼻咽喉科、精神科等の特定診療科目については、地域の実情に応じて、広域的な見地から、隣接地域の医療機関等との連携を図りながら受診機会の確保に努めます。

## 第7 教育の振興

### 1 教育の振興の方針

過疎地域においては、人口の減少や少子化の傾向により、児童生徒が減少しています。

このような状況の中、一人ひとりの児童生徒の個性や能力に応じた意欲的で主体的な学習態度の育成や地域との関わりを重視した教育諸条件の整備・改善が求められています。

また、ライフステージに応じた多様な生涯学習に関するニーズに応えられるよう、生涯学習の情報ネットワークや学習環境・利便性の向上や基盤整備等を図っていくことが重要となっています。

### 2 公立小中学校等の教育施設の整備

#### (1) 教育環境の整備充実

過疎地域における教育水準の維持向上が図れるよう、校舎、屋内体育館、プール等の整備充実のもとより、コンピュータ等情報機器の整備、耐震改修など、教育環境の整備を促進するとともに、インターネットによる小規模校同士の連携を図るための学習環境の整備とその活用等により、児童生徒の学習意欲と学力の向上に努めます。

また、地域との深い関わりを重視しながら、少人数学級の良さや恵まれた自然環境などの特性を生かした教育活動の充実を図るため、弾力的な教育課程の編成や指導法の工夫改善を行うなど地域と密着した教育の充実に努めます。

さらに、都市部や近隣の学校との交流を促進します。

#### (2) 地域の担い手となる人材養成のための教育

地域住民との交流を中心とした地域の伝統的な技や芸能、生活文化等を学び体験することを推進します。

また、地域の様々な人々や関係機関との連携を通して、地域の食材を生かした郷土食や行事食を継承し、食べる力、感謝の心、郷土愛をはぐくむ食育を推進します。

#### (3) 通学手段の整備促進

児童生徒の遠距離通学の実態に応じて、スクールバスの導入等、通学方法の整備を促進します。

#### (4) 教職員の指導力の向上等

小中学校の児童生徒数の推移を見極めながら、地域の実態に配慮しつつ経験豊かな教員の配置に努めるとともに、複式学級担当教員を対象とした研修を行うなど、教職員の指導力の向上を図ります。

また、教員住宅の整備を促進します。

### 3 集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備等

過疎地域の一人ひとりがそのライフステージにあわせて、様々な学習や体験ができ、これらを通じて自己実現を図る環境を整えるため、地域の人口動態や広域的観点等を勘案しながら、公民館、図書館、体育施設等の整備を促進します。

また、生涯学習を実施する多様な機関と連携・協力することにより、学習環境の整備や学習情報の提供充実を図るとともに、地域コミュニティの中核的施設としての学校施設の活用や、学校統廃合に伴う廃校舎等について交流施設等への整備による利活用を図るなど、過疎地域内外の住民との交流等を促進します。

## 第8 地域文化の振興等

### 1 地域文化の振興等の方針

地域の自立を図っていくには、その地域で生活している住民が、地域に対して誇りや愛着を持って暮らせることが重要です。

過疎地域には、地域特有の伝統文化、生活文化、歴史、芸能等が数多く残されており、地域住民がこれらを再認識し、その保存、伝承を図っていくことは、地域住民の地域への「誇り」や「郷土愛」につながるものであることから、伝統文化、生活文化、歴史、芸能など地域における文化の振興を図るとともに、地域文化等の地域資源を生かした個性豊かで魅力的な地域づくりを進めていく必要があります。

また、このような地域文化の振興や地域資源を生かした地域づくりを通じて、地域の活性化・自立を図っていく必要があります。

### 2 地域文化の振興等

#### (1) 地域文化の継承及び発展

地域特有の伝統文化、生活文化、歴史、芸能等については、豊富な知識と経験を持つ高齢者等から次世代へ継承される中ではぐくまれていくことから、後継者を育成してその継承に努めるとともに、時代の変化に応じた新しい形で発展させる仕組みを支援するなど、その振興を図ります。

#### (2) 文化活動への支援の充実等

(財)福島県文化振興基金の助成事業の充実を図るなど地域における文化の振興、保存等の活動を支援するとともに、優れた文化活動に対する顕彰制度の充実を図ります。

#### (3) 文化に接する機会の拡充と人材の育成

地域住民が講演や展覧会などの文化芸術に身近なところで触れ親しめるよう文化施設等における鑑賞などの機会の充実を図るとともに、文化イベント等の情報収集、提供に努めます。

また、文化事業の企画・実施にあたる専門家や文化活動のリーダー、コーディネーター等の養成・育成を促進します。

#### (4) 資源を生かした地域づくり

地域の豊かな自然や美しい景観、伝統的な行事や祭りなどの資源を生かした文化振興を図ることによって、人と地域のきずなを強め、温かで潤いのある地域づくりを進めます。

### 3 地域文化の振興等に係る施設の整備

#### (1) 地域文化振興施設の機能の拡充と整備促進

地域における文化活動の促進と発表機会の拡充を図るため、文化施設の機能充実を促進するとともに、文化会館、歴史民俗資料館や伝統芸能伝承館等の整備を促進します。

#### (2) 広域的な連携

地域文化振興施設の整備に当たっては、地域特性を反映させたものとすると同時に、広域的な連携を図りながら、計画的、効率的に整備します。

また、施設相互間のネットワーク化や広域的に相互利用できるシステムの確立、イベントの企画開催や広報活動等について、広域的な連携を促進します。

### 4 個性豊かで魅力的な地域づくりの推進

#### (1) 多様な主体の参加と連携による地域づくり

地域文化、豊かな自然、美しい景観などの地域資源を活かした個性豊かで魅力的な地域社会を形成していくため、地域住民やボランティア、NPO等との協働による地域づくりを進めます。

#### (2) 地域づくり活動への支援

地域の特性や課題を踏まえて、地域づくり団体等が主体的に行う多様な地域づくり活動を支援します。

## 第9 集落の整備

### 1 集落整備の方針

集落は、一定の地理的、社会的条件のもとに形成され、独自の風習や習慣などによって維持されてきたという事情を、それぞれが有しています。

したがって、集落の整備に当たっては、それぞれの集落が持つ歴史的な経過と現在の社会生活圏の実態、交通網や公共施設の整備状況に配慮しながら整備を進め、地域からの要望がある場合は、その意見を尊重しながら再編を図っていくことも必要です。

また、人口減少と高齢化が進んだ集落においては、その機能の低下が大きな課題であり、担い手不足から集落自らの取組みだけでは集落機能の維持・活性化が困難なところもあることから、行政はもとより都市部住民などの外からの力を借りて集落を支援することも必要です。

### 2 集落機能の維持・向上

① 住民の減少や高齢化により低下傾向にある相互扶助等の集落機能が維持・活性化されるよう、集落等が行う地域の再生・活性化への取組みを支援するとともに、集落をけん引する人材の育成を図ります。

また、「集落支援員」や「地域おこし協力隊」の活用や、NPO、若者などの都市部住民等多様な主体による地域づくり活動への参加を促進します。

② 集落機能の維持・向上を図るため、集落間を結ぶ地域内道路、基幹集落と近隣の都市とを結ぶ幹線道路など交通ネットワークの整備を推進します。

③ 若者同士の交流や都市部からの定住・二地域居住の促進のため様々な情報を提供するほか、基幹集落等における生活環境の整備を進めるとともに、定住団地の建設や空き家等の有効活用等を図ります。

### 3 集落の再編

高齢化の進展、人口流出等により集落の基礎的条件が著しく低下した集落、地理的条件から交通条件が極度に悪く医療、教育など基礎的な公共サービスの確保が困難な集落、あるいは急傾斜地等の危険地域にある集落については、地域からの要望がある場合には、その意見を尊重しながら過疎地域集落等整備事業等を活用し移転対策を進めます。

## 第10 その他

### 1 自然エネルギーの利用促進の方針

本県の過疎地域は、森林資源を始め、自然エネルギーとしての活用が期待される多様な地域資源に恵まれています。

このような優位性を生かし、環境負荷の低減を図り、恵み豊かな自然を将来の世代に引き継ぐとともに、環境と経済の好循環により活力ある地域形成を図るため、それぞれの地域特性に応じた自然エネルギーの利用を促進していく必要があります。

### 2 自然エネルギーを利用するための施設等の整備

地域特性に応じた自然エネルギーの活用を図るため、「福島県地域新エネルギービジョン」に基づき、太陽光発電、風力発電、バイオマス熱利用、太陽熱利用等を目的とした施設等の整備を促進します。

また、事業者、高等教育機関、NPO等民間団体、行政など多様な主体の連携等により、啓発や普及拡大を図ります。

### 3 その他

#### (1) 広域連携の促進

共通の地域性を有する圏域ごとに、行政と民間が一体となって実施する広域的な取組みを支援します。

また、複数の市町村による自主的な広域連携の取組みを支援します。

## 第 1 1 過疎地域自立促進のための地域別整備方向

### 1 地域別の現状と課題及び整備の方向

過疎地域の自立促進を図るためには、各地域の豊かな自然に着目しつつ、多極分散型の県土、高速交通体系や各種交流施設等のインフラ整備、首都圏への近接性などの地理的優位性を結び合わせ、地域資源を活用した交流の結節点づくりと広域的なネットワーク化を推進する必要があります。

このような考え方にに基づき、地域ごとの整備の基本的方向性等を、自然的・地形的な条件が類似する地域別にまとめました。

#### (1) 阿武隈地域

##### <現状と課題>

本地域は、水系や日常生活圏ごとに地域が分かれています。概して標高 200m～700m の丘陵状の山地でその多くが森林となっているなど、類似する特性や資源を持っています。

また、年間雨量や冬季の積雪日数が少ないおだやかな気候であり、福島市、郡山市、いわき市といった本県の中核的都市の中心部に近接し、東京からも概ね 250km 圏内に位置し、東北新幹線、東北自動車道、磐越自動車道、常磐自動車道や福島空港などの高速交通体系が身近に活用できるなど、県内の他中山間地域と比べ相対的に有利な位置にあります。

産業は、旧来から農林業を中心とした構造ですが、農林業の厳しい状況もあり、人口の減少、高齢化とも相まって地域の活力が低下しつつあります。傾斜地等で土地条件が悪く、従来、葉たばこやこんにゃくなどの畑作と養蚕が耕作の中心であった阿武隈地域の中山間地域では、担い手の大幅な減少や高齢化の進行に加え、外国産農産物の輸入増加や国内需要の減少などにより耕作放棄地が広がり、農地の維持管理が困難になりつつあり、地域農業そのものの維持について懸念されているところです。

一方、林業をめぐる情勢の悪化に伴い、森林所有者による森林整備及び保全が困難になりつつあり、人工林をはじめとする森林の荒廃により、このままでは森林の持つ多面的機能が十分に発揮されないことが懸念されます。

このため、基幹産業である農林業の振興はもとより、農林水産業の 6 次化など多様な産業を振興し、雇用機会の拡大、所得の向上を目指す必要があります。

##### <整備の方向>

- 平成 16 年 7 月に策定された阿武隈地域振興プラン 21 を踏まえ、阿武隈らしい振興策を推進していきます。
- ゆるやかに広がる阿武隈山系の地域には、里山特有の美しい景観とたたずまいが残されていることから、豊かな自然を活用した交流施設の整備やグリーン・ツーリズムなどの体験型交流を推進します。
- 阿武隈地域振興プラン 21 の推進、浜通りや山形県との交流促進のため、東北中央自動車道

の整備を促進します。

- 夏季冷涼な気候を利用した野菜や畜産の振興を図るとともに、豊かな森林資源を生かした菌茸や炭などの振興を図ります。
- 福島空港や磐越自動車道、あぶくま高原道路を最大限に活用し、産業や観光の振興、都市との交流の促進を図るとともに、地域内に存する多様な自然資源や観光・交流施設相互の有機的なネットワークづくりを進めます。
- 高度情報通信ネットワークの整備を進め、定住・二地域居住の受入れなどの交流を促進するとともに、保健・医療・福祉分野や教育分野等への活用を図ります。
- 首都圏に近接し、豊かな自然環境を持つ地域特性を生かすため、地域間の交流を促す交通基盤の整備を推進します。
- 水質保全を図り、下流域へきれいな水を提供していくとともに、里山の保全を図ります。
- 首都圏との近接性を生かし、企業誘致を促進します。

## (2) 会津地域

### <現状と課題>

本地域は、全国的に名高い歴史、文化を有し、山岳、河川、湖沼等の美しく豊かな自然環境に恵まれており、これらの豊かな観光資源を十分に生かすため、広域的な周遊観光・国際観光や自然にふれる体験型観光等の多様化する観光ニーズに的確に対応していく必要があります。

産業面においては、会津大学等との産学官連携による、新たな成長産業の創出・集積を図るとともに、会津地域に根ざした歴史、伝統等固有の資源を生かした地場産業の振興や稲作を中心に据えた多様な農林業の振興が期待されています。

また、今後、会津縦貫道（会津縦貫北道路、会津縦貫南道路）の整備を進めることにより、首都圏や東北各県との連携の強化が期待されています。

### <整備の方向>

- 地域に眠る素材の発掘と磨き上げによる会津ならではの新しい観光商品の開発やグリーン・ツーリズム、エコ・ツーリズムなどにより、滞在型観光を推進します。
- 近隣都市の会津若松市、喜多方市とのアクセスの向上により、両市における産業、商業、文化等の都市機能を活用しながら、魅力的な就業機会の確保と定住環境の整備を促進します。
- 安全で安心な生活を支えるため、地域医療の充実に努めるとともに、自然災害への適切な対応を図るほか、冬期交通不能区間等の解消や生活道路の整備に努めます。
- 会津地域全体に広がる観光資源を生かした交流人口の拡大による地域活性化を図るため、会津縦貫道（会津縦貫北道路、会津縦貫南道路）の整備など、広域的なネットワーク形成による連携軸の強化や会津の魅力の発信による観光交流を推進します。
- 地域に伝わる伝統・文化、技術など、地域資源を生かした地域の再生・活性化の取組みを支援します。

- 会津大学等を活用した産学官連携、企業連携などにより、新たな成長産業の創出・集積を進めるとともに、漆器、陶器、酒造等の地場産業の振興を図ります。
- 県内一の水田整備率など恵まれた生産基盤や地域資源・特性を生かし、農林業の生産力・経営力の強化や農商工連携の推進などにより地域経済の活性化を図ります。

### (3) 南会津地域

#### <現状と課題>

本地域は、広大な面積を有していますが、山間・高冷地で、全国屈指の豪雪地帯という地理的、自然的条件にあること、また、そのため企業誘致が困難であるなど雇用環境が厳しい状況にあるため、過疎化、高齢化が進行しています。

このため、地域の特性に応じた企業誘致や、主要産業である農林業の振興による経済の活性化により雇用を確保するとともに、地域住民が安全で安心して生活できるよう、医療や公共交通、情報通信などの生活基盤を維持・整備していく必要があります。

一方、この地域は、阿賀川水系の源流域に位置し、尾瀬や広大なブナ原生林など雄大な自然環境とそれらの自然環境にはぐくまれた歴史的景観など多くの観光資源がありますが、平成20年に国道289号甲子道路が整備され、県南地域及び北関東各県との交流基盤が整ったことに伴い、今後、多様な観光資源を生かした交流人口の拡大が期待されます。

#### <整備の方向>

- 夏季冷涼な気候を生かした園芸作物の産地形成や付加価値の高い地域特産品の開発など基幹産業である農林業を振興するとともに、地域の特性に応じた企業誘致の推進や新規創業、異業種参入に係る取組みへの支援など地域特性を生かした商工業の推進により、経済の活性化を図ります。
- 農林業を基盤とする地域の集落機能を維持・活性化するため、集落が行う農林産物の販路の開拓や豊かな自然環境に恵まれた農山村の生活文化を生かした交流人口拡大などの取組みへの支援を行うとともに、子どもたちが、地域で心豊かにたくましく育つことができる教育環境の整備、充実や高齢者や障がい者など誰もが安心して、いきいきと暮らしていけるよう地域のネットワークの構築、強化を図ります。
- 国道289号甲子道路の開通に伴い、広域観光圏の形成を促進するとともに、多様な地域資源を活用した滞在型観光や地域に適した定住・二地域居住を推進します。  
また、そのための基盤整備として会津縦貫道（会津縦貫南道路）や国道289号八十里越などの広域的な道路網の整備に努めます。
- 尾瀬やブナ原生林など貴重で多様な自然環境を維持していくため、関係団体と連携し、保護と適正な利活用を図ります。  
また、豊かな自然環境や大内宿に代表される歴史的景観など、地域の素晴らしさを後世に継承していく取組みを支援します。

- 県立南会津病院の機能充実や円滑な交通の確保、情報通信基盤整備の促進など、安全で安心な暮らしを確保するために必要な生活基盤の維持・整備に努めます。
- 克雪、利雪対策を推進するとともに、冬期交通の確保を図ります。

## 2 広域的な地域づくりと過疎地域自立促進対策

広域的な交流の拡大に対応し、個性と魅力ある地域づくりを推進するため、特色ある機能を集積し、それらを核として既存の生活圈域を越えた広域的な地域整備を進める必要があります。

本県における主なプロジェクトは、以下のとおりであり、過疎地域市町村もそれぞれのプロジェクトにおいて、地域の特色を生かした機能の整備について重要な役割を担っており、その使命を果たせるよう広域的な視野からの対策を講じていく必要があります。

### (1) F I T構想（構成20市町村〈本県分〉中 過疎地域6町村）

F I T構想は、首都東京に近接し、新しい時代にふさわしい、人々をひきつけてやまない地域づくりに向けたポテンシャルを豊富に有する福島（F）・茨城（I）・栃木（T）の3県の県際地域（那須岳・八溝山を中心とする地域）が、これまで培ってきた交流・連携をもとに広域交流圏としてのさらなる発展を目指すものです。

過疎地域である矢祭町、塙町、鮫川村、古殿町は「せせらぎ里山地域」、南会津町、下郷町は「やまなみ高原地域」と位置付けられ、「F I Tブランドプロジェクト」「交流・二地域居住プロジェクト」「広域観光交流プロジェクト」「交通・情報通信基盤整備プロジェクト」「安全・安心プロジェクト」の5つのプロジェクトを推進していきます。

### (2) 阿武隈地域振興プラン21（構成26市町村中 過疎地域11市町村）

「こころ豊かな生活をあぶくま地域で実現する『ふるさとあぶくま交流圏』の創造」を基本目標とし、“あぶくまらしさ”を大事にし、“あぶくまらしさ”を活用した地域づくりを進めるものであり、住民主体の活動のサポート体制や地域づくり担い手の育成、地域資源を生かした交流の促進と産業の振興、各種の基盤整備と里山等を含む景観施策を推進し地域活力の向上を目指しています。

過疎地域の11市町村は、高速交通体系整備等のポテンシャルを生かしつつ、周辺地域との連携を図りながら、“あぶくまらしさ”を生かした地域づくりを進めることとしています。

### (3) 会津フレッシュリゾート構想（構成7市町村中 過疎地域5町村）

自然環境との調和や良好な景観を形成しつつ、人々が「ゆとり」や「やすらぎ」を実感できる魅力的なリゾートの形成を図ろうとするものです。

過疎地域である南会津町、下郷町、磐梯町、猪苗代町及び北塩原村の5町村が対象となっています。

### (4) 新編「歳時記の郷・奥会津」活性化事業（構成7町村中 過疎地域7町村）

只見川電源流域を「歳時記の郷・奥会津」と位置づけ、豊かな自然や伝統文化等を生かし、観光・交流や農商工連携、定住・二地域居住の促進、人材育成などに取り組み、当該地域の活性化を図るものです。

全域が過疎地域であり、住民との協働と流域町村の緊密な連携の下、「人が住み、集まる魅力的な奥会津」を目指して事業を推進していくこととしています。

**(5) 福島地方拠点都市地域基本計画（構成 8 市町村中 過疎地域 3 市町）**

福島市を中心に、各市町村の特色を生かした機能と役割の分担を図りながら、都市機能や居住環境の整備、道路網の整備など広域的な観点から地域の一体的な整備を促進しようとするものです。

過疎地域の 3 市町は、いずれも高原都市ゾーンの一部に位置づけられ、豊かな自然環境と共生する居住機能を担う地域とされています。

**(6) あいづ地方拠点都市地域基本計画（構成 11 市町村中 過疎地域 10 市町村）**

会津若松市を中心に、各市町村の特色を生かした機能と役割の分担を図りながら、都市機能、観光・レクリエーション機能、居住環境の整備など広域的な観点から地域の一体的な整備を促進しようとするものです。

会津若松市を除く 10 市町村が過疎地域となっています。

## 用語説明

---

### あ行

---

#### IT (ICT) . . . . . P 22, 23, 39

Information Technology (情報通信技術) の略で、コンピュータやインターネットを支える機器類やソフトウェア等に関する技術の総称をいいます。近年では、このITに「Communication」の概念を加えたICT (情報通信技術) が国際的に一般化してきています。

#### エコ・ツーリズム . . . . . P 5, 30, 47

観光旅行者が、自然観光資源について、知識を有するものから案内・助言を受けながら、保護に配慮しつつ、触れ合い、知識及び理解を深めるための活動をいいます。

#### NPO . . . . . P 12, 14, 23, 43, 44, 45

Non-Profit Organization (民間非営利組織) の略です。福祉、環境、国際協力、まちづくりなど様々な分野で、営利を目的とせず公共的な活動を行う民間の組織・団体の総称です。なお、NPOのうち特定非営利活動促進法に基づき、所管庁(県知事)の認証を受けて設立した団体をNPO法人といいます。

### か行

---

#### クラインガルテン . . . . . P 24

ドイツ語で「小さな庭」を意味する、ドイツの市民農園のことで、日本では「滞在型市民農園」と言われています。宿泊施設が併設され、滞在しながら家庭菜園などを行うことができます。

#### グリーン・ツーリズム . . . . . P 5, 18, 24, 30, 46, 47

緑豊かな農山村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のことをいいます。

#### 耕作放棄地 . . . . . P 1, 9, 11, 15, 19, 46

所有している耕地のうち、過去1年以上作付けせず、しかもこの数年の間再び作付けする考えのない土地のことをいいます。

#### 高性能林業機械 . . . . . P 20

従来のチェーンソーや集材機等に比べて、作業の効率化や労働強度の軽減等の面で優れた性能をもつ林業機械をいいます。

#### 子ども農山漁村交流プロジェクト . . . . . P 24

子どもたちの学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い成長を支える教育活動として、小学校における農山漁村での長期宿泊体験活動を推進するものをいいます。

## コミュニティビジネス・・・・・・・・・・・・・・・・P 23

地域の課題解決や地域資源の発掘、活用などをビジネスチャンスとしてとらえ、地域住民等が主体となって、地域活性化や社会貢献と事業の自立・持続的発展の両方を実現しようとする取組みをいいます。

## CATV(シーエーティーブイ、ケーブルテレビ)・・・・・・・・P 29、34

アンテナを用いずに、映像を同軸ケーブル・光ファイバーケーブルを用いて伝送する有線のテレビのことをいいます。双方向通信が可能で、回線は電話・インターネットにも用いられています。

---

## さ行

---

## 集落支援員・・・・・・・・・・・・・・・・P 44

市町村職員などと連携しながら、集落状況等の把握や集落点検、話し合い、集落対策の推進などをサポートする行政経験者、農業委員など農業関係業務の経験者、NPO関係者など地域の実情に詳しい人材をいいます。

## 情報リテラシー・・・・・・・・・・・・・・・・P 29

パソコンなどの情報通信機器の操作能力や、膨大な情報から必要なものを選択して活用する能力に加え、情報社会の倫理なども含めた基礎的な情報活用能力のことです。

## シルバーハウジング・・・・・・・・・・・・・・・・P 35

高齢者向けの手すりや緊急通報システム等の設備と、生活相談・団らん室などの施設を備え、入居者の相談などを行う生活援助員が配置された集合住宅をいいます。

## 新エネルギー・・・・・・・・・・・・・・・・P 23、45

技術的に実用段階に達しつつありますが、経済性の面で十分な普及に至っていない石油に代わるエネルギー(太陽光・熱、風力、雪氷冷熱などの自然エネルギーや、ごみや木くずなどを利用するリサイクルエネルギー)の総称をいいます。

## 森林施業・・・・・・・・・・・・・・・・P 27

目的とする森林を育成するために行う造林、保育、伐採等の森林に対する一連の人為的行為を実施することをいいます。

## SOHO(ソーホー)・・・・・・・・・・・・・・・・P 23、26

Small Office, Home Officeの略で、パソコンやインターネットなどの情報通信技術を駆使して、小規模なオフィスや共同オフィス、自宅で行われる事業形態のことです。

また、事務所などを離れネットワークを利用して仕事をする形態もいいます。

### 第三セクター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2 8

国や地方公共団体と民間の共同出資による事業体をいいます。地域開発・交通その他の分野で設立され、本来、国や地方公共団体が行うべき事業を、民間の資金と能力を導入して共同で行おうとするものです。

---

#### た行

---

### 滞在型観光・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2 4, 4 7, 4 8

一箇所に滞在し、滞在地で静養や体験型観光を始めとしたレジャーを楽しむこと、またはそこを拠点に周辺の観光を楽しむレジャー形態のことをいいます。

### 地域高規格道路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2 6

全国的な高規格幹線道路（高速道路）と連携して、地域のつながりを強化する自動車専用道路またはこれと同等の機能を有し、60～80km/hの高速走行ができる質の高い道路のことです。

### 地域産業6次化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1 8

本県の豊かな農林水産業を基盤として、1次・2次・3次の各産業分野において、多様な主体が自らの強みを生かして他産業にも分野を拡大し、または相互に連携しながら付加価値を向上・創造する取組みをいいます。

### 地産地消・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1 8

「地元生産―地元消費」を略した言葉で、「地元で生産されたものを地元で消費する」ことをいいます。本県では、地域経済の循環の活性化、地域コミュニティの醸成、地域資源のブランド力の向上、環境面への貢献などの観点から全県的な運動として取り組んでいます。

### 着地型観光・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2 4

地元の地域資源・観光資源に詳しい旅行の目的地（＝着地）側が、その土地ならではの文化や産業の体験・交流を提案するなど、地域の視点を重視して企画・立案・実施される観光のことをいいます。

### 超高齢社会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1, 1 2

高齢化率（65歳以上の人口が総人口に占める割合）が、20%または21%（国連関係の資料でも複数の記載あり）を超えた社会を指します。14%を超えた場合「高齢社会」、7%を超えた場合「高齢化社会」といいます。

### 地上デジタルテレビ放送・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7, 2 9

地上のテレビ局を利用し、画像や音声をデジタル信号で送るテレビ放送のことです。

**中山間地域**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 1, 10, 11, 46

都市や平地以外の中間及び山間農業地域などをさします。山林や急傾斜地が多く生産条件は不利ですが、その豊かな自然は景観や環境保全などの公益的機能を果たしており、また、暮らしに根ざした伝統・文化が息づく地域でもあります。

**提案型による施業の集約化**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 20

森林組合等が隣接する森林所有者の林地を一括して取りまとめ、間伐等の森林施業（別項目）を効率的に行うことを「集約化施業」といいます。また、森林組合等が森林所有者に分かりやすく森林施業を「提案」することと併せて「提案型（による）集約化施業」といいます。

**テレワーク**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 23, 26

勤務形態の一種で、パソコンなどの情報通信技術を活用した遠隔勤務のことです。

**ドクターヘリ**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 32, 39

救急現場などに向かい、現場などから医療機関に搬送するまでの間、患者に救命医療を行うことができる専用のヘリコプターをいいます。

---

**な行**

---

**二地域居住**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 2, 10, 18, 24, 25, 29, 30, 31, 44, 47, 48, 50

都市住民が、多様なライフスタイルを実現するための手段の一つとして、農山漁村などの同一地域において、中長期、定期的、反復的に滞在することにより、当該地域社会と一定の関係を持ちつつ、都市の住居に加えた生活拠点を持つことをいいます。

居住する場合は「定住」となり、両者を合わせて「定住・二地域居住」と称しています。

**認定農業者**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 19

効率的で安定的な農業経営を目指す「農業経営改善計画」を作成し、市町村長の認定を受けた農業者（法人含む）をいいます。

**農商工連携**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 18, 20, 23, 48, 50

農林水産業者と商工業者等との連携をいいます。両者が通常の商取引を超えて協力し、栽培技術やビジネスノウハウなどお互いの強みを持ち寄って、売れる新商品の開発や販路開拓などを行うことにより、農林漁業者と商工業者双方の売上げや利益の増加を目指そうとする取組みのことです。

---

## は行

---

### バイオマス . . . . . P 13, 45

木材、わら・もみ殻、家畜排せつ物、生ごみなど、再生可能な、生物由来の有機性資源で、石油などの化石資源を除いたものです。

### ふるさと産品 . . . . . P 18, 21, 22

県内の物的・人的資源や技術を活用して生産されるものであり、地域のイメージアップが図れるものです。

### ブロードバンド . . . . . P 7

高速・広域帯を利用して大容量の情報を迅速に受信または送信できるインターネット・アクセスのことをいいます。

### 放課後児童クラブ . . . . . P 36

保護者が昼間家庭にいない小学校低学年の児童等を対象に、児童館や空き教室などを利用して、放課後の遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図ることを目的としたクラブです。学童保育と呼ばれることもあります。

---

## ま行

---

### 木質ペレット . . . . . P 23

おが粉等を15mm程度の小さな円筒状に成形したものをいいます。ストーブ・ボイラーの燃料として使用します。

---

## や行

---

### ユニバーサルデザイン . . . . . P 14, 35

はじめからすべての人の多様なニーズを考慮し、年齢、性別、身体的能力、言語などの違いにかかわらず、すべての人にとって、安全で安心して利用しやすいように建物、製品、サービスなどを計画、設計する考え方のことです。

---

## ら行

---

### 林地残材 . . . . . P 23

立木を丸太にする際に出る枝葉や搬出されない間伐材など、林地に放置されて残る木の部位をいいます。

### 路網 . . . . . P 20

森林内にある公道、林道、作業道の総称、またはそれらを適切に組み合わせたものです。森林施業を効率的に行うためには、路網の整備が重要です。

